



令和2年度版

地方税のしおり

2020

徳島県立徳島科学技術高等学校 三種競技場



表紙・内写真：徳島県立徳島科学技術高等学校 三種競技場

目 次

はじめに	1
徳島県の予算と県税収入	2
徳島県の予算の使いみち	3
市町村の予算と市町村税収入・予算の使いみち	4
税金の種類	5
個人県民税・個人市町村民税	6
法人県民税・法人市町村民税・法人事業税	12
県民税利子割	20
県民税配当割	21
県民税株式等譲渡所得割	22
法人事業税	23
不動産取得税	25
地方消費税	28
県たばこ税・市町村たばこ税	29
ゴルフ場利用税	30
軽油引取税	31
自動車税環境性能割	33
自動車税種別割	35
軽自動車税環境性能割	38
軽自動車税種別割	40
自動車と税	42
鉱区税	45
狩猟税	45
固定資産税	46
都市計画税	51
国民健康保険税	52
鉱産税	54
入湯税	54
申告と納税の期限の一覧	55
延滞金・加算金	57
納税の猶予・減免について	58
地方税の救済制度	60
納税の方法	61
税金についてのお問い合わせは	62
令和2年度主な地方税法等の改正	65
社会保障・税番号（マイナンバー）制度	68
e L T A X（エルタックス）について	69
「税についての作文」紹介	70

青色文字は、県税です。緑色文字は、市町村税です。

この冊子に記載した税目の内容等は、特段の記載がない限り、令和2年4月1日現在のものです。

はじめに

地方税（県税、市町村税）は、私たちの地域社会をより豊かで住みよいものにするため、例えば、道路や港湾の整備、皆さんたちの教育、商工業や農林水産業の振興、経済的に不安定な人たちへの社会保障などの仕事を積極的に進めていくための、大切な財源となっています。

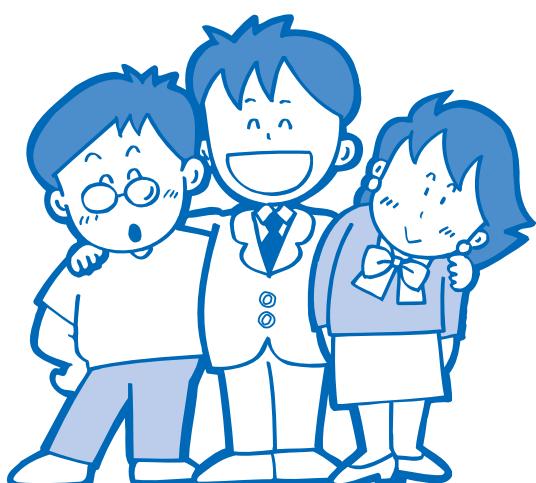
そこで、地方税がどのようなしくみで、いつ、どれだけ納められているのか、また、それがどのように生かされているのか、そのあらましをわかりやすくお知らせするために、この「地方税のしおり」を作りました。

この小冊子で県、市町村の仕事と地方税について更に、地方自治や地方財政と租税とのかかわりを正しく理解していただければ幸いです。

徳 島 県

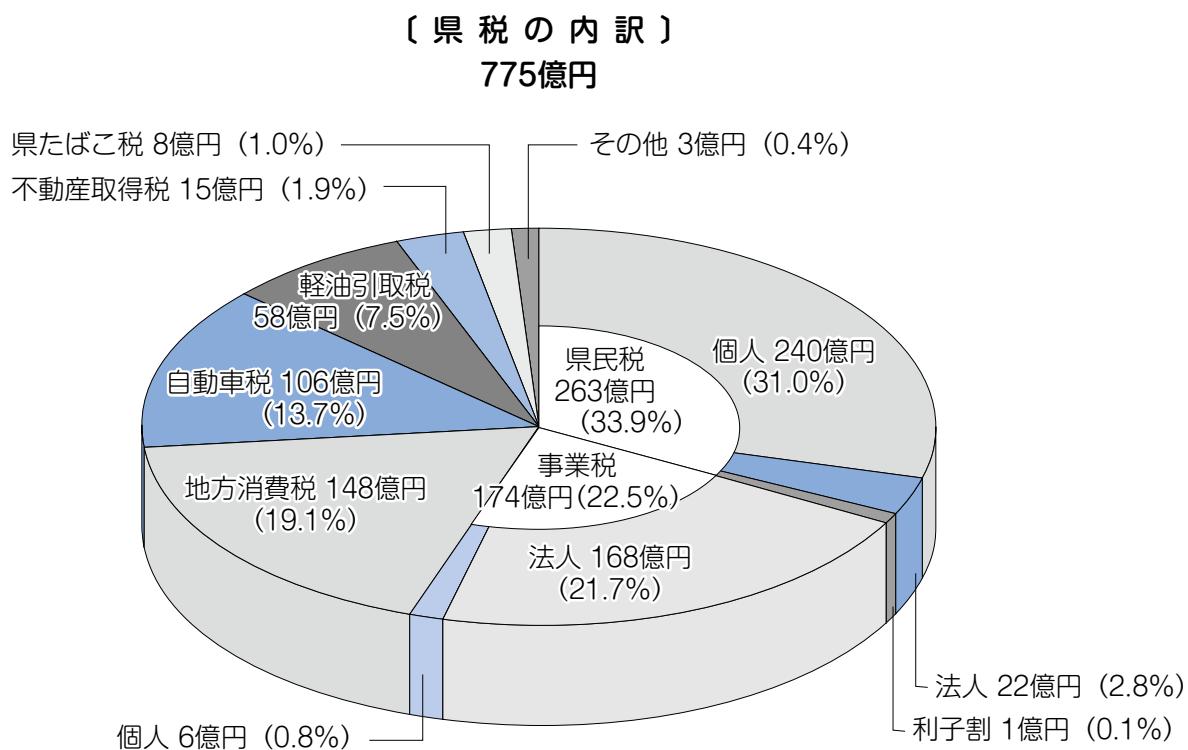
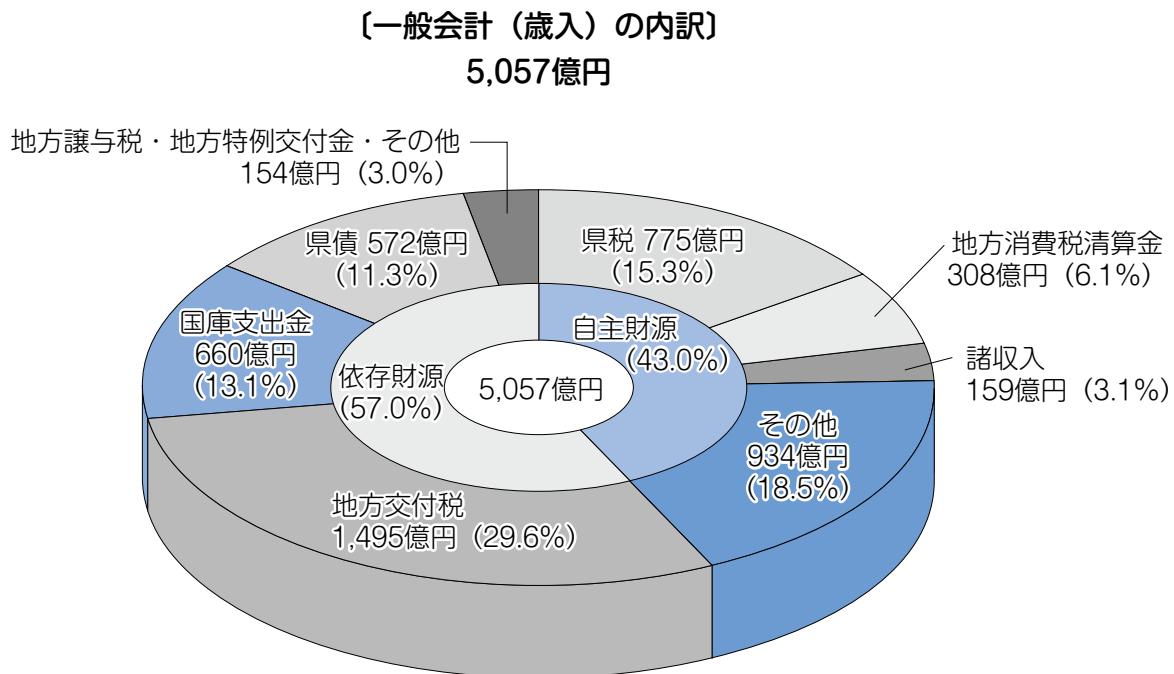
徳島県市長会

徳島県町村会



徳島県の予算と県税収入

令和2年度の一般会計予算は、5,057億円です。このうち県税収入は775億円で、一般会計予算の15.3%を占め、県政を進めていくうえで重要な財源となっています。

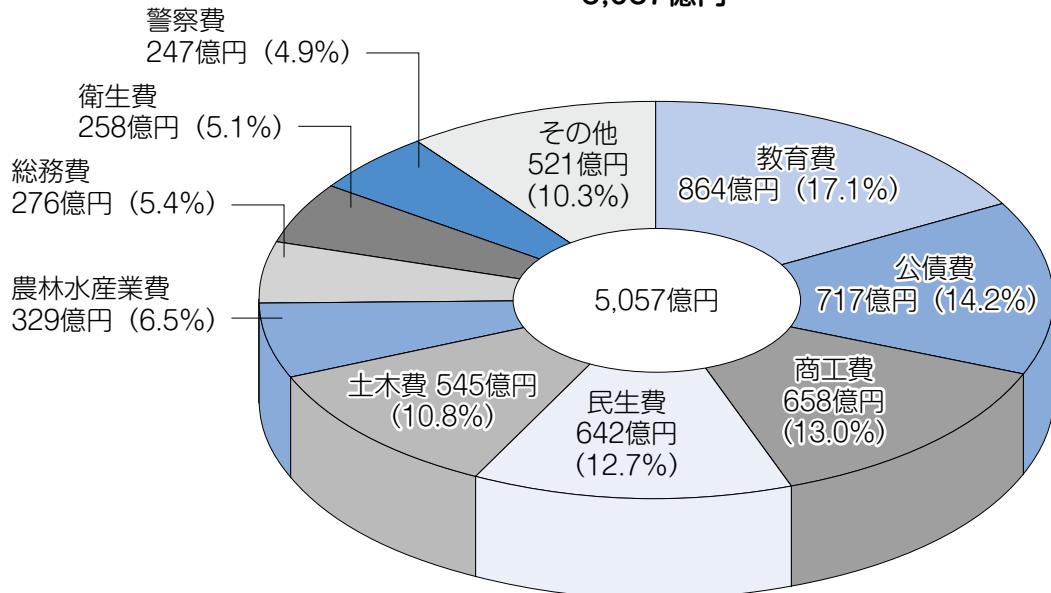


徳島県の予算の使いみち

徳島県では、「笑顔とくしま・県民活躍」の実装、「強靭とくしま・安全安心」の実装、「発展とくしま・革新創造」の実装、「躍動とくしま・感動宝島」の実装、「循環とくしま・持続社会」の実装の5つのターゲットの実現に向けた予算編成をしています。

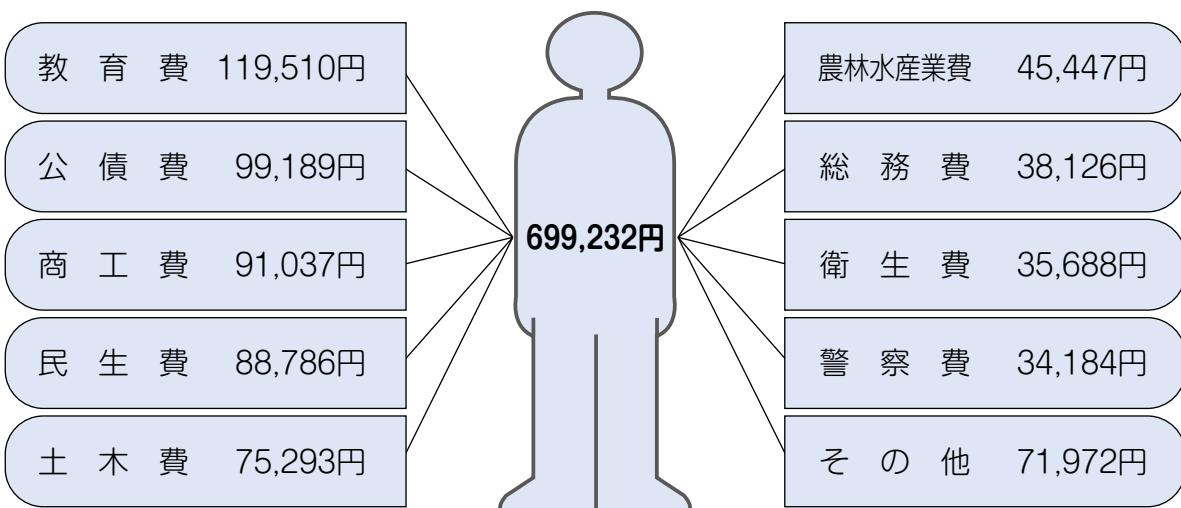
[一般会計（歳出）の内訳]

5,057億円



[県民一人当たりに使われるお金] 699,232円

[県民一人当たりが納める県税額] 107,163円

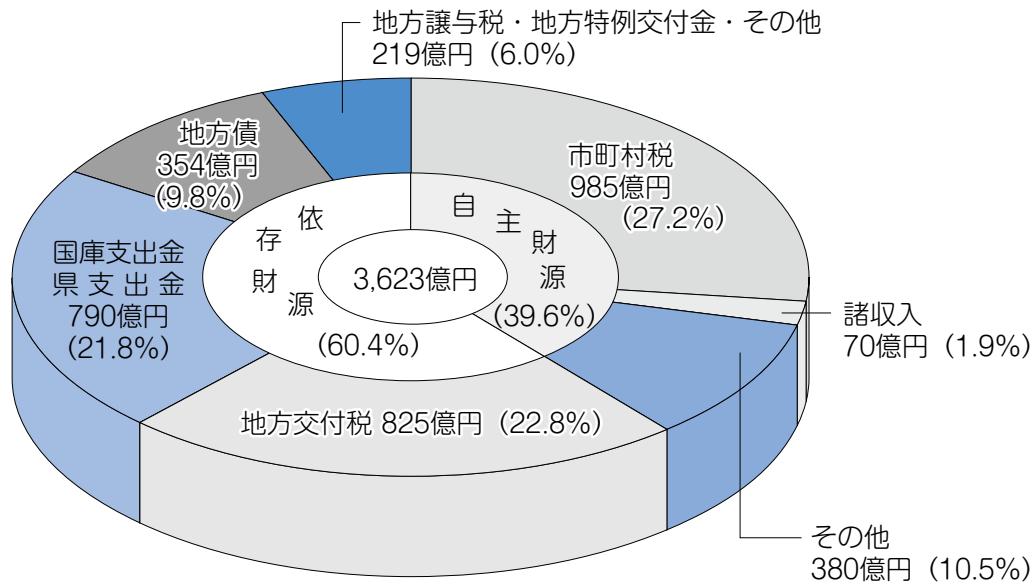


(人口：令和2年4月1日現在の推計人口 723,198人)

市町村の予算と市町村税収入

令和2年度の県内市町村の普通会計当初予算は、3,623億円です。このうち市町村税収入は985億円で、普通会計予算の27.2%を占め、市町村行政を進めていく上で重要な財源となっています。

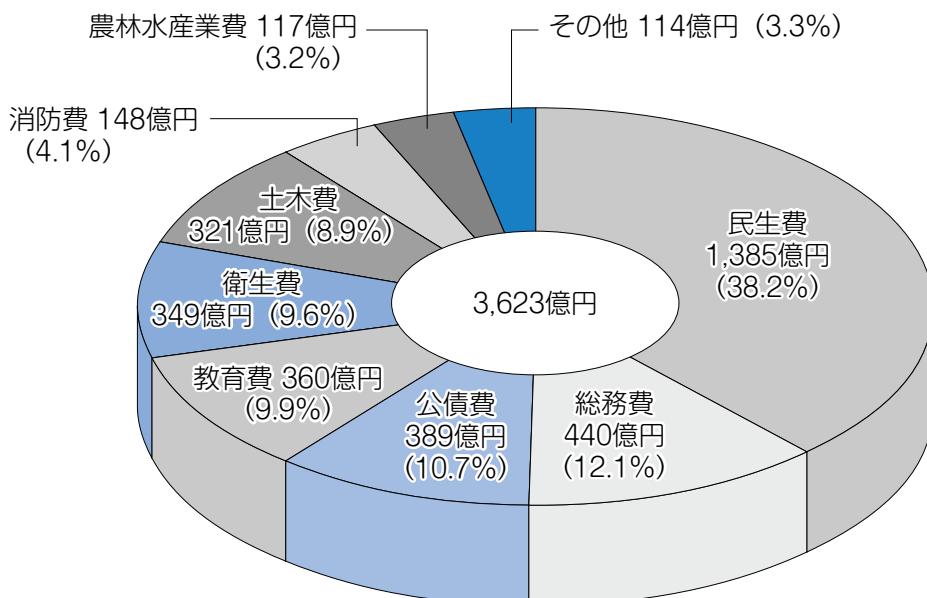
〔普通会計（歳入）の内訳〕 3,623億円



市町村の予算の使いみち

市町村では、私達の生活にとって極めて身近な仕事をしており、歳出予算の内訳としては、民生費の38.2%を筆頭に、次のようになっています。

〔普通会計（歳出）の内訳〕 3,623億円



税金の種類

◎納める方法による分類

直接税……税金を負担する人が直接国や県などへ納める税金

間接税……税金を負担する人とそれを納める人が異なる税金



◎使いみちによる分類

普通税……使いみちが特定されていない税金

目的税……使いみちが特定されている税金

国に納める 国 税

直 接 税

所得税 復興特別所得税
法人税 地方法人特別税
特別法人事業税 地方法人税
相続税 贈与税

間 接 税

消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 挥発油税
地方揮発油税 航空機燃料税 石油ガス税 石油石炭税
自動車重量税 印紙税 國際観光旅客税
登録免許税 電源開発促進税 とん税 特別とん税 関税

地方公共団体に納める 地方税

県に納める 県税

普 通 税

直 接 税

県民税（個人県民税・法人県民税
・県民税利子割・配当割
・株式等譲渡所得割）

事業税（個人事業税
法人事業税）

不動産取得税

自動車税環境性能割^(※1)

自動車税種別割^(※2) 鉱区税

間 接 税

地方消費税 県たばこ税

ゴルフ場利用税 軽油引取税

目 的 税

直 接 税

狩猟税

市町村に納める 市町村税

普 通 税

直 接 税

市町村民税（個人市町村民税
法人市町村民税）

固定資産税 鉱産税

軽自動車税環境性能割^(※1)

軽自動車税種別割^(※2)

間 接 税

市町村たばこ税

目 的 税

直 接 税

事業所税 都市計画税

国民健康保険税 水利地益税

共同施設税 宅地開発税

間 接 税

入湯税

(※ 1) 令和元年10月1日に自動車取得税は廃止され、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割が導入されました。

(※ 2) 令和元年10月1日から、自動車税は自動車税種別割に、軽自動車税は軽自動車税種別割に名称が変わりました。

個人県民税（県税）個人市町村民税（市町村税）

県内に住所がある個人にかかります。

個人県民税と個人市町村民税をあわせて「個人の住民税」と呼んでいます。

住民税は市町村で賦課徴収されたあと、県民税分は各市町村から県に払い込まれます。

◆納める人

- 毎年1月1日現在で
- 県内に住所がある人……………均等割と所得割
 - 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人で、
その所在する市町村内に住所のない人……………均等割のみ

◆非課税

◎均等割と所得割が非課税

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下の人

◎均等割が非課税

- 前年の合計所得金額が均等割の非課税限度額以下の人

※均等割の非課税限度額 35万円以内で市町村の条例で定める額 × (同一生計配偶者+扶養親族数+1) + 21万円以内で市町村の条例で定める額 (同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算)

◎所得割が非課税

- 前年の総所得金額等が所得割の非課税限度額以下の人

※所得割の非課税限度額 35万円 × (同一生計配偶者+扶養親族数+1) + 32万円 (同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算)

(注) 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者をいいます。

◆納める額

区分	均等割（年額）	所得割の課税標準	所得割の税率
県民税	1,500円	前年の課税所得金額	4%
市町村民税	3,500円	同上	6%

(注) 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により、平成26年度から令和5年度の10年間に限り、個人住民税の均等割額は、県民税・市町村民税それぞれ500円が加算されています。

◎所得割額の計算方法

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費 (サラリーマンの場合は給与所得控除額)}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} - (\boxed{\text{調整控除額}} + \boxed{\text{税額控除額}}) = \boxed{\text{所得割額}}$$

(注) 土地建物などの譲渡所得、退職所得は別の方で計算されます。

◆給与所得控除

控除額の計算については次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下の場合	収入金額×40% (65万円に満たない場合には65万円)
180万円を超える場合	72万円+ (収入金額 - 180万円) ×30%
360万円を超える場合	126万円+ (収入金額 - 360万円) ×20%
660万円を超える場合	186万円+ (収入金額 - 660万円) ×10%
1,000万円を超える場合	220万円

(注) 令和3年度分から、収入金額850万円超の控除額が195万円に引き下げられます。

◆事業専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専ら事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

- ◎青色申告……専従者に支払われた適正な給与額
- ◎白色申告……専従者1人について次のいずれか少ない金額
 - 50万円 (配偶者の場合は86万円)
 - 事業専従者控除前の所得金額÷(専従者数+1)

◆所得控除 (次のページ参照)

◆調整控除

所得税から個人の住民税への税源移譲に伴い、所得税と個人住民税との控除額の差から生じる負担の増を調整するため、個人の住民税に調整控除が設けられています。

- ◎課税所得金額が200万円以下の場合
次のいずれか少ない額の5% (県民税2%、市町村民税3%) を控除
 - 1 人的控除額の差の合計額
 - 2 課税所得金額

- ◎課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)} の5% (県民税2%、市町村民税3%) を控除
※金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

◆税額控除

税額控除には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除があります。

参考-----

給与所得控除後の給与所得の計算については次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除後の給与所得の金額
650,999円まで	0円
651,000円から 1,618,999円まで	収入金額 - 650,000円
1,619,000円 // 1,619,999円 //	969,000円
1,620,000円 // 1,621,999円 //	970,000円
1,622,000円 // 1,623,999円 //	972,000円
1,624,000円 // 1,627,999円 //	974,000円
1,628,000円 // 1,799,999円 //	(収入金額÷4)* × 2.4
1,800,000円 // 3,599,999円 //	(収入金額÷4)* × 2.8 - 180,000円
3,600,000円 // 6,599,999円 //	(収入金額÷4)* × 3.2 - 540,000円
6,600,000円 // 9,999,999円 //	収入金額×0.9 - 1,200,000円
10,000,000円から	収入金額 - 2,200,000円

※(収入金額÷4)は、1,000円未満切り捨て

◆所得控除

項目	控除額																				
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失額-保険金等により補てんされた額)-(総所得金額等×1/10) ②災害関連支出額-5万円																				
医療費控除	(医療費-保険金等により補てんされた額)- $(\text{総所得金額等} \times \frac{5}{100})$ 又は 10万円のいずれか低い額 限度額200万円																				
医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)	(支払った一定のスイッチOTC医薬品の購入額-補てんされた額)-1万2千円 限度額8万8千円 (注)医療費控除との選択適用																				
社会保険料控除	支払った金額																				
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額																				
生命保険料控除	次の①から③までの合計額(適用限度額70,000円) ①新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に係る控除額 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除 (適用限度額はそれぞれ28,000円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年中に支払った保険料等の合計額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に係る控除額 一般生命保険料控除、個人年金保険料控除(適用限度額はそれぞれ35,000円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年中に支払った保険料等の合計額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> ③一般生命保険料又は個人年金保険料に新契約と旧契約の両方がある場合の控除額 ①と②の合計額(適用限度額28,000円)と②で計算した額のいずれか大きい額	前年中に支払った保険料等の合計額	控除額	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円	前年中に支払った保険料等の合計額	控除額	15,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円
前年中に支払った保険料等の合計額	控除額																				
12,000円以下	支払保険料等の全額																				
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円																				
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円																				
56,000円超	28,000円																				
前年中に支払った保険料等の合計額	控除額																				
15,000円以下	支払保険料等の全額																				
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円																				
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円																				
70,000円超	35,000円																				
地震保険料控除	①地震保険(限度額25,000円) 50,000円以下 支払保険料×1/2 50,000円超 25,000円 ②長期損害保険(10年以上、平成18年12月31日までに契約締結したもの) (限度額10,000円) 5,000円以下 支払保険料の全額 5,000円超15,000円以下 支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円 ①と②に係るものがある場合は、それぞれ計算して合算した金額(最高限度額25,000円)																				
障害者控除	26万円(特別障がい者は30万円、配偶者や扶養親族が同居特別障がい者の場合は53万円)																				
寡婦(寡夫)控除(※1)	26万円(合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する寡婦は30万円)																				
勤労学生控除	26万円																				
配偶者控除	次のページ参照																				
配偶者特別控除	次のページ参照																				
扶養控除	扶養親族(16歳以上)1人につき33万円 (19歳~22歳の場合は45万円、70歳以上の場合は38万円) 同居の直系尊属で70歳以上の場合は45万円																				
基礎控除(※2)	33万円																				

(注)令和2年度の住民税は、令和元年中の所得にかかります。

(※1)令和3年度から制度が見直しされます。詳しくは65ページをご覧ください。

(※2)令和3年度から10万円引き上げられますが、合計所得金額が2,400万円超で減少し、2,500万円超で控除がなくなります。
あわせて、給与所得控除、公的年金等控除は10万円引き下げられます。

●配偶者控除

		納税義務者の合計所得金額		
配偶者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
	70歳以上	38万円	26万円	13万円

●配偶者特別控除

		納税義務者の合計所得金額		
配偶者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円 超	90万円 以下	33万円	22万円	11万円
90万円 超	95万円 以下	31万円	21万円	11万円
95万円 超	100万円 以下	26万円	18万円	9万円
100万円 超	105万円 以下	21万円	14万円	7万円
105万円 超	110万円 以下	16万円	11万円	6万円
110万円 超	115万円 以下	11万円	8万円	4万円
115万円 超	120万円 以下	6万円	4万円	2万円
120万円 超	123万円 以下	3万円	2万円	1万円
123万円 超			なし	

◆申告と納税

賦課、徴収事務は県民税と市町村民税をあわせて市町村で行います。

◎申 告

- 前年中の所得について住所地の市町村に3月15日までに申告します。
- 所得税の確定申告書を提出した人は、申告の必要はありませんが、この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」の欄の該当事項は必ず記入してください。
- 給与所得のみの人も申告する必要はありませんが、医療費控除や雑損控除などの適用を受けようとする場合には、期限までに申告してください。

◎納 税

- 給与所得者については、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。(特別徴収)
 - 65歳以上の公的年金受給者については、年金の支払者が公的年金から差し引いて納めます。(特別徴収)
 - 上記以外の方については、市町村から送られてくる納税通知書によって6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納めます。(普通徴収)
- ※令和元年度から、原則すべての事業主の皆さんに、従業員の個人住民税を特別徴収していただいております。詳しくは、市町村税務担当課(64ページ)にお問い合わせください。

◆サラリーマンAさんの個人県民税、市町村民税はいくらになりますか？

(給与所得の場合)

- 家族構成……夫婦、子供2人（妻……無職、長男……19歳、長女……16歳）
- 令和元年給与収入600万円、社会保険料60万円、一般生命保険料（平成24年1月1日以後契約）5万円、個人年金保険料（平成24年1月1日以後契約）3万円、地震保険料2万円

所 得 割 割	所 得 金 額 (A)	
	収 入 金 額 6,000,000円
	給与所得控除額	1,260,000円 + (6,000,000円 - 3,600,000円) × 20% = 1,740,000円
	所 得 金 額	6,000,000円 - 1,740,000円 = 4,260,000円
	所 得 控 除 額 (B)	
	社会保険料控除額 600,000円
	生命保険料控除額	50,000円 × 1/4 + 14,000円 = 26,500円 47,500円
	地震保険料控除額	30,000円 × 1/2 + 6,000円 = 21,000円 10,000円
	配偶者控除額 330,000円
	扶養控除額	450,000円 + 330,000円 = 780,000円
	基礎控除額 330,000円
		所得控除額計 2,097,500円
	課税所得金額 (A - B)	4,260,000円 - 2,097,500円 = 2,162,500円 → 2,162,000円 (C) (千円未満切り捨て)
	調整控除前の所得割額 (F)	
	県 民 税	2,162,000円 (C) × 4% = 86,480円 (D)
	市 町 村 民 税	2,162,000円 (C) × 6% = 129,720円 (E)
		計 216,200円 (F)
	調整控除の算出	課税総所得金額 > 200万円
		330,000円 - (2,162,000円 - 2,000,000円) = 168,000円
	県 民 税 調 整 控 除 額	168,000円 × 2% = 3,360円 (G)
	市 町 村 民 税 調 整 控 除 額	168,000円 × 3% = 5,040円 (H)
	調整控除後の所得割額 (I)	
	県 民 税 (D) - (G)	86,480円 - 3,360円 = 83,120円 (100円未満切り捨て) → 83,100円 (J)
	市 町 村 民 税 (E) - (H)	129,720円 - 5,040円 = 124,680円 (100円未満切り捨て) → 124,600円 (K)

均 等 割	県 民 税 1,500円 (L)
	市 町 村 民 税 3,500円 (M)

県 民 税 (J) + (L)	83,100円 + 1,500円	→ 84,600円
市 町 村 民 税 (K) + (M)	124,600円 + 3,500円	→ 128,100円

令和2年度住民税額は、212,700円です。

◆住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成21年から令和3年12月末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、次の額を翌年度の住民税から控除することができます。

(控除額) 次のいずれか小さい額

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額（上限136,500円）

（平成26年3月31日までの入居者については、所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（上限97,500円））

※令和元年10月1日から令和2年12月末までに入居した方については、控除期間が3年延長され、13年になります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、入居が期限（令和2年12月末）に遅れた場合でも、一定の要件を満たせば適用できます。

※詳しくは、お住まいの市町村の税務窓口へお問い合わせください。

◆寄附金税額控除

●制度の概要

地方自治体等に対して2千円を超える寄附金を支払った場合、2千円を超える部分について、個人住民税から税額控除が受けられます。（一定の上限はあります。）

① 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の方々の思いを生かすため、税額控除の対象としています。

② 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金

③ 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金

控除額の計算は以下のとおりです。

○基本控除額

（寄附金（※1）－2千円）×10%（※2）

（※1）総所得金額等の30%が限度です。

（※2）「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出されます。

・都道府県が指定した寄附金は4%

・市区町村が指定した寄附金は6%

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%になります。）

○特例控除額（ふるさと寄附金（※3）のみに適用され、個人住民税所得割額の2割が限度です。）

（寄附金－2千円）×（90%－0～45%（寄附者に適用される所得税の限界税率）×1.021（※4））

なお、寄附をした翌年度の住民税から控除されます。

（※3）令和元年6月1日以後、ふるさと納税指定団体に対する寄附金のみ特例控除の対象になります。

（※4）平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率になります。

●手続き等

寄附金税額控除を受けるためには、寄附を行った方が寄附先の法人や団体が発行する領収書等を添付して申告を行っていただく必要があります。なお、所得税の確定申告を行う方は、住民税の申告は不要です。所得税の申告を行わない方は、住所地の市区町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。

●ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告が不要な給与所得者等が地方公共団体へ寄附（ふるさと納税）を行うもので、寄附先が5団体以内の場合に限り、寄附を行う際に、各寄附先の団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、所得税の確定申告を行わなくても、ふるさと寄附金についての寄附金控除が受けられます。

この特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除されます。

法人県民税（県税） 法人市町村民税（市町村税） 法人事業税（県税）

均等割と法人税割からなる法人県民税・法人市町村民税（あわせて「法人住民税」）と法人事業税とは、同時期に申告・納付します。

◆納める人

法 人 の 区 分	法人住民税		法 人 事 业 税
	均等割	法人税割	
県内に事務所、事業所を有する法人 (法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 収益事業又は法人課税信託の引受けを行うものを含みます。)	○	○	○
県内に事務所、事業所を有しないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人	○		
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、県内に事務所、事業所を有するもの		○	○

◆納める額

◎法人県民税

	法 人 の 区 分	税 率
均 等 割	次に掲げる法人 (イ) 公共法人及び公益法人等 (独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。) (ロ) 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの。） (ハ) 一般社団法人・一般財団法人 (二) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は除きます。) (ホ) 資本金等の額が1千万円以下であるもの	年額 2万円
	資本金等の額が1千万円を超えるもの	年額 5万円
	資本金等の額が1億円を超えるもの	年額 13万円
	資本金等の額が10億円を超えるもの	年額 54万円
	資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 80万円

(注) 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の金額となります。また、当該調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となります。)

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率（国・地方）8%段階において、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、引下げ相当分については、地方法人税を国税として創設し、全額地方交付税原資化されています。また、消費税率（国・地方）10%段階において、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から法人住民税法人税割の税率をさらに引き下げ、交付税原資化されています。

法 人 の 区 分	税 率		
	平成26年10月1日以後、 令和元年9月30日以前 に開始する事業年度	令和元年10月1日以 後に開始する事業年度	
法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円を超える法人 保険業法に規定する相互会社	法人税額の4%	法人税額の1.8%
	上記以外の法人	法人税額の3.2%	法人税額の1%

◎法人市町村民税

	法 人 の 区 分	税 率	
均等割	次に掲げる法人 (イ) 公共法人及び公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。） (ロ) 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの。） (ハ) 一般社団法人・一般財団法人 (二) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除きます。） (ホ) 資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下のもの	年額 5万円	
	資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの		
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下のもの		
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの		
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下のもの		
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの		
	資本金等の額が10億円を超えるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下のもの		
	資本金等の額が10億円を超える50億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの		
	資本金等の額が50億円を超えるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの		
法人税割	法 人 の 区 分	税 率	
		平成26年10月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	
		令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
法人税割		法人税額の9.7% (標準税率)	法人税額の6.0% (標準税率)

- (注) 1. 法人市町村民税の税率については、財政上の必要から標準税率と異なる税率を定めている市町村もあります。
 2. 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から無償増資、無償減資等による欠損填补を行った場合は、調整後の金額となります。また、当該調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となります。)

◎法人事業税

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税（所得割、収入割）の税率が引き下げられるとともに、地方法人特別税が創設され、その収入額に相当する額が地方法人特別譲与税として都道府県に譲与されています。平成26年度税制改正では地方法人特別税の規模が1／3縮小され法人事業税に復元、平成27年度税制改正では外形標準課税の割合が1／4から3／8へ、平成28年度税制改正では3／8から5／8へ拡大されています。また、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税・譲与税が廃止され、新たに特別法人事業税が創設、その収入額に相当する額が特別法人事業譲与税として都道府県に譲与されています。それに伴い、法人事業税（所得割・収入割）の税率が改正されています。

◎外形標準課税制度が適用される法人

区分	所得区分等	税率		
		平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
外形対象法人 （※）	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%
	年400万円超800万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%
	年800万円超の所得	3.1%	0.7%	1.0%
	3以上の都道府県において事務所等を有する法人	3.1%	0.7%	1.0%
	付加価値割	付加価値額	0.72%	1.2%
	資本割	資本金等の額	0.3%	0.5%

（※）資本金額又は出資金の額が1億円超の法人（公益法人・特別法人・人格のない社団・投資法人等を除きます。）

◎所得金額を課税の基礎とする法人

区分	所得区分等	税率		
		平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
特別法人	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%
	年400万円超の所得	4.6%	4.9%	4.9%
	3以上の都道府県において事務所等を有し、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人	4.6%	4.9%	4.9%
その他の法人	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%
	年400万円超800万円以下の所得	5.1%	5.3%	5.3%
	年800万円超の所得	6.7%	7.0%	7.0%
	3以上の都道府県において事務所等を有し、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人	6.7%	7.0%	7.0%

◎収入金額を課税の基礎とする法人

区分	所得区分等	税率		
		平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
電気供給業・ガス供給業・保険業	収入割 収入金額	0.9%	1.0%	

ただし、電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業を行う法人は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度については以下の税率が適用されます。

区分	所得区分等	税率	
		令和2年4月1日以後に開始する事業年度	
外形対象法人	収入割	収入金額	0.75%
	付加価値割	付加価値額	0.37%
	資本割	資本金等の額	0.15%
上記以外の法人	収入割	収入金額	0.75%
	所得割	所得金額	1.85%

◆法人県民税の超過課税（超過税率）（令和8年3月31日までの間に終了する各事業年度分）

県では厳しい財政状況の中で、県土強靭化の推進、交通ネットワークの整備及び産業の活性化のための財源を確保するため、応益性と負担能力等から、法人の理解と協力のもとに、法人県民税の法人税割に超過課税を適用しています。

◆申告と納税

申告の種類	申告と納税の期限
確定申告	事業年度終了の日から2か月以内
中間申告 (事業年度が6か月を超える法人。※1))	・予定申告 ・仮決算に基づく中間申告(※2)
	事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
解散法人の申告	清算中の事業年度が終了した場合の申告 残余財産の一部の分配又は引渡しをした場合の申告(※3) 残余財産が確定した場合の申告
公共法人・公益法人等で法人税の課されないもの	事業年度終了の日から2か月以内 分配又は引渡しの日の前日まで 残余財産確定の日から1か月以内 4月30日

(※1) 所得を課税標準とする法人（連結申告法人を除きます。）で法人税の中間申告義務がない法人、所得を課税標準とする連結申告法人で前事業年度の連結法人税個別帰属支払額等を基準とする6か月相当額が10万円以下の法人及び特別法人は、中間申告義務はありません。

(※2) 仮決算に基づく中間申告に係る税額が予定申告に係る税額を超える場合は、仮決算に基づく中間申告を行うことはできません。

(※3) 平成22年10月1日以後に解散した場合、残余財産の一部の分配又は引渡しをした場合の申告は不要となります。

◆2以上の都道府県に事務所、事業所を設けている法人

- 法人県民税の法人税割は、課税標準となる法人税額を従業者数を基準に関係都道府県に分割し、分割後の法人税額をもとにそれぞれの都道府県について計算します。
- 法人事業税は、課税標準の総額を一定の基準（分割基準）によって関係都道府県に分割し、分割した額をもとにそれぞれの都道府県について計算します。分割基準については次のとおりです。

区分	平成29年3月30日までに終了する事業年度	平成29年3月31日以後に終了する事業年度	
非製造業 (以下区分の業種を除く)	課税標準の1／2：事務所数 課税標準の1／2：従業者数		
製造業	従業者数 (資本(出資)金が1億円以上の法人については、工場の従業者数を1.5倍として計算します。)		
電気供給業	課税標準の3／4： 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1／4： 事務所等の固定資産の価額	発電事業	課税標準の3／4： 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1／4： 事務所等の固定資産の価額
		送配電事業	課税標準の3／4： 発電所に接続する電線路の送電容量 課税標準の1／4： 事務所等の固定資産の価額
		小売電気事業	課税標準の1／2：事務所数 課税標準の1／2：従業者数
ガス供給業、倉庫業	事務所等の固定資産の価額		
鉄道事業、軌道事業	軌道の延長キロメートル数		

◆申告納付期限の延長

定款等の定め又は特別の事情があることにより決算が確定しない法人は知事又は市町村長の承認を受け、原則として事業年度終了の日から3か月以内（連結法人の場合は4か月以内）に申告納付することができます。この場合の延長された期間内に納付する税額にかかる延滞金の割合については、57ページをご覧ください。

◆地方法人特別税（国税）等の廃止と特別法人事業税（国税）等の創設について

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、令和元年10月1日以後に開始する事業年度より特別法人事業税が創設され、その収入額に相当する額が特別法人事業譲与税として都道府県に譲与されます。

また、地方法人特別税については、令和元年9月30日以前に開始する事業年度まで廃止され、それに伴い地方法人特別譲与税も廃止されています。

◎地方法人特別税

区分	税率	
	平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度
外形対象法人の所得割額	93.5%	414.2%
外形対象法人以外の法人の所得割額		43.2%
収入割額		43.2%

(注) 所得割額及び収入割額は、標準税率により計算した額となります。

◎特別法人事業税

区分	税率	
	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
外形対象法人の所得割額	260%	
外形対象法人以外の法人の所得割額	下記以外の法人	37%
	特別法人	34.5%
収入割額	下記以外の法人	30%
	電気供給業のうち、発電事業、小売電気事業を行う法人	30% 40%

(注) 所得割額及び収入割額は、標準税率により計算した額となります。

・申告と納税について

法人事業税と併せて都道府県に対して申告し、納税します。

また、納付された特別法人事業税は、都道府県が国に払い込みます。

(注) 地方法人特別税の場合であっても同様に申告、納税し、納付された税については都道府県が国へ払い込みます。

◎特別法人事業譲与税について

都道府県から国に払い込まれた特別法人事業税は、各都道府県の人口で分担し、各都道府県に特別法人事業譲与税として譲与されます。（5、8、11、2月の年4回）

ただし、地方交付税の不交付団体については譲与が制限されます。

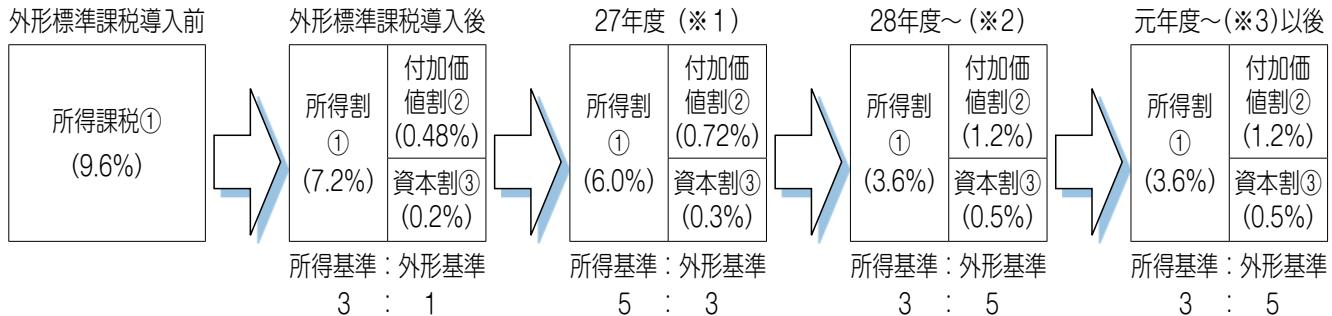
◆外形標準課税の概要

◎納める人

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（公益法人・特別法人・人格のない社団・投資法人等を除きます。）

◎納める額

$$\text{法人事業税額} = \text{①所得割額} + \text{②付加価値割額} + \text{③資本割額}$$



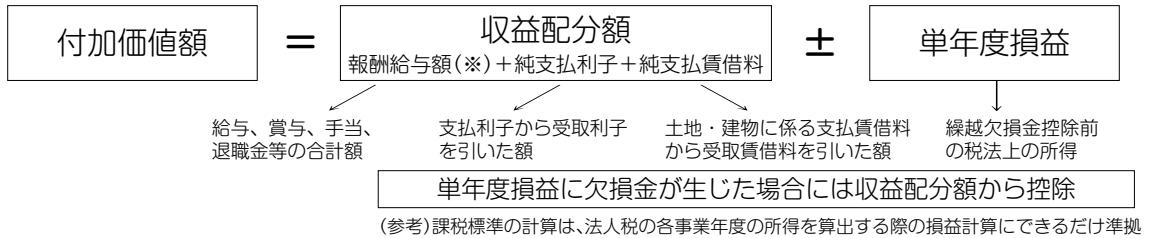
（注）「外形標準課税導入後」から「28年度～」の税率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法による税率の読み替え前のものです。
（※1）平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度。

（※2）平成28年4月1日以後、令和元年度9月30日以前に開始する事業年度。

（※3）令和元年10月1日以後に開始する事業年度。

付加価値割・資本割の仕組み

付加価値割額 = 付加価値額 × 1.2%

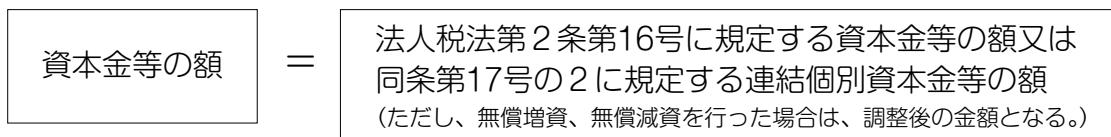


(※) 報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。

収益配分額=130				
純支払利子	純支払賃借料		控除	単年度損益
5	5		29	10

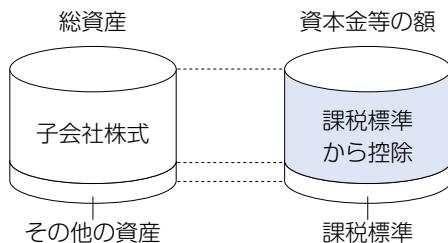
$$\text{付加価値額} = 111 = \{\text{収益配分額}(130) - \text{雇用安定控除額}(29)\} + \text{単年度損益}(10)$$

資本割額 = 資本金等の額(※) × 0.5%

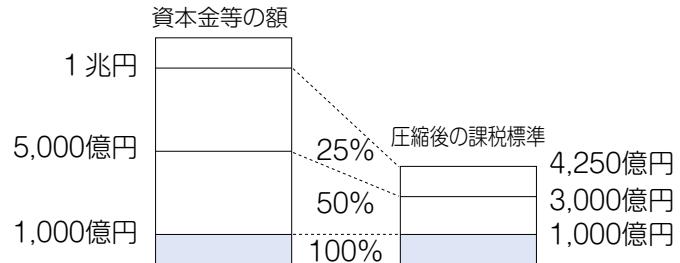


(※) 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となる。

○一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。



○資本金等の額のうち1千億円を超える金額について割り落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。



県民税利子割（県税）

金融機関などから利子等の支払いを受けるときにかかります。

◆納める人

県内の金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける利子等の額の5%（所得税及び復興特別所得税（※）が別にかかります。）

（※）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払いを受ける利子等については、所得税とともに復興特別所得税がかかります。

◆利子等とは

特定公社債以外の公社債及び預貯金の利子のほかに定期積金、抵当証券、金投資口座、一時払養老保険（保険期間が5年以下のもの、又は5年以内に解約したもの）等の金融類似商品の収益も含まれます。

（注）平成28年1月1日以降に支払われる特定公社債（国債、地方債、公募公社債、上場公社債など）の利子については、県民税利子割の対象から除外され、県民税配当割の対象となっています。

◆非課税

◎障がい者等（身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金を受けることができる妻である者、寡婦年金を受けることができる妻である者等）に対しては、次のような非課税制度があります。

- 少額預金非課税制度（マル優） 350万円
- 少額公債非課税制度（特別マル優）^(*) 350万円

（※）少額公債非課税制度（特別マル優）は、県民税配当割に対する非課税制度となります。

（注）郵便貯金非課税制度は、日本郵政公社の民営化に伴い廃止されました。平成19年10月1日以降に預け入れされた郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度（マル優）の対象となります。また、平成19年9月30日以前に郵便貯金非課税制度の適用を受けて預け入れられた郵便貯金の利子については、引き続き非課税制度が適用されます。

◎勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次のような非課税制度があります。

- 財産形成住宅貯蓄 } あわせて550万円
- 財産形成年金貯蓄 }

◎障がい者等の非課税の手続き

新たに預入れなどをする際に、金融機関などに非課税貯蓄申告書を提出し、非課税貯蓄制度の対象者であることを証する書類（年金証書、身体障害者手帳など）を提示する必要があります。

◆申告と納税

金融機関などが、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県に納入された県民税利子割のうち59.4%に相当する金額が、県内の市町村に対し交付されます。

県民税配当割（県税）

上場株式の配当などが支払われる際、県民税配当割が課税されます。

◆納める人

県内に住所を有し、株式会社などから配当等の支払いを受ける人が、その株式会社などを通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける配当等の額の5%（所得税及び復興特別所得税（※）が別にかかります。）

配当等には、上場株式等の配当のほか、特定公社債等（国債、地方債、公募公社債、上場公社債など）の利子、特定口座外の割引債の償還差益、公募証券投資信託の収益の分配に係る配当などが含まれます。

※平成28年1月1日以降に支払いを受ける特定公社債等の利子については、利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となっています。また、平成28年1月1日以後に支払われるべき特定口座外の割引債の償還金に係る差益金額に対して配当割が課税されています。

（※）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払いを受ける配当等については、所得税とともに復興特別所得税がかかります。

◆非課税

障がい者等の少額公債（国債及び地方債の額面350万円まで）の利子に対する少額公債非課税制度（特別マル優）などがあります。

◆申告と納税

株式会社などが、配当等の支払いを行った月の翌月10日までに申告し、納めます。

ただし、源泉徴収選択口座内で受け入れる上場株式の配当などについては、当該口座内の上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算が可能であるため、支払いを受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入することとなります。（この場合の源泉徴収義務者は当該口座が開設された証券会社となります。）

◆市町村への交付

県に納入された県民税配当割のうち59.4%に相当する金額が、県内の市町村に対し交付されます。

県民税株式等譲渡所得割（県税）

特定口座内（源泉徴収を選択したものに限ります。）での上場株式等の譲渡益について、県民税株式等譲渡所得割が課税されます。

◆納める人

県内に住所を有し、証券会社などから上場株式等の譲渡益の支払いを受ける人が、その証券会社を通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける上場株式等の譲渡益の額の5%（所得税及び復興特別所得税（※）が別にかかります。）

※平成28年1月1日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等と割引債の償還差益に対しては、株式譲渡所得割が課税されています。

（※）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払いを受ける上場株式等の譲渡益については、所得税とともに復興特別所得税がかかります。

◆申告と納税

証券会社などが、年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年1月10日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割のうち59.4%に相当する金額が、県内の市町村に対し交付されます。

平成26年1月1日から、非課税措置としてNISA（少額投資非課税制度）が適用されています。

NISA（少額投資非課税制度）とは、平成26年1月1日から令和5年12月31日までの間に、年間120万円（平成27年分以前は100万円）を上限として非課税口座で取得した上場株式や株式投資信託などに係る配当や譲渡益について、最長5年間非課税となる制度で、平成30年1月1日からは、年間40万円を上限とし最長20年間非課税となる、つまりNISAが創設され、どちらか一方を選択して利用可能となっています。

また、平成28年4月1日から、20歳未満を対象とするジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）が年間80万円を上限として適用されています。

個人事業税（県税）

個人の行う一定の事業に対してかかります。

◆納める人

県内に事務所、事業所があり、次の事業を行っている個人にかかる税金です。

◆納める額

区分	事業の種類								税率
第一種事業	物品販売業 製造業 運送取扱業 印刷業 料理店業 問屋業 遊覧所業 案内業								物品貸付業(※)不動産貸付業 電気通信事業 駐車場業 写真業 周旋業 公衆浴場業 (サウナなど) 不動産売買業
第二種事業	畜産業 水産業 薪炭製造業 (主として自家労力を用いて行うもの以外のもの)								// 4%
第三種事業	医業 司法書士業 公認会計士業 不動産鑑定業 クリーニング業 土地家屋調査士業								獣医業 公証人業 社会保険労務士業 デザイン業 諸芸師匠業 公衆浴場業(錢湯) 海事代理士業
	あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業								// 3%

(※) 不動産貸付業とは、建物（住宅・アパート・貸間・事務所など）や土地（宅地・宅地以外）の貸付け件数（室数・棟数）が10以上の場合などをいいます。また、建物は空室も含みます。

◎税額の計算方法

$$\boxed{\text{前年の事業の総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{事業専従者控除額}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

$$\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{各種控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

- ・所得金額の計算は、原則として所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。
ただし、個人事業税では所得税における「青色申告特別控除」の適用はありません。
- ・年の途中で事業を廃止した場合は、事業を廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの事業の所得が対象となります。

◆事業専従者控除

事業を行う人と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する人がいる場合には、次の金額が所得の計算上必要経費とされます。

- 青色申告をしている場合………青色事業専従者に支払われた適正な給与額
 - 白色申告をしている場合………事業専従者1人について次のいずれか少ない額
- | | |
|-----|--|
| (1) | 配偶者である事業専従者…86万円 |
| | その他の事業専従者………50万円 |
| (2) | $\frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者数} + 1}$ |

◆各種控除額

項目	控除の内容
損失の繰越控除 (青色申告者のみ)	事業によって生じた損失（赤字）は、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。
被災事業用資産の損失の繰越控除	震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合は、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。
事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除	事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても、事業による所得の計算上控除することができます。なお、青色申告者については、翌年以降3年間を繰り越して控除できます。
障害者控除	事業を行う人が障がい者である場合……………13万円 事業を行う人が特別障がい者である場合……………14万円
事業主控除	年額290万円（事業期間が1年に満たない場合は、月割で計算した額。）

◆申告と納税

◎申告

- 申告期限は3月15日です。
- 年の中途に事業を廃止したときは、廃止した日から1か月以内（死亡により事業を廃止したときは4か月以内）に申告することになっています。
- 所得税の確定申告書や県・市町村民税の申告書を提出した場合は、個人の事業税の申告書を提出する必要があります。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄や県・市町村民税の申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入してください。

◎納税

- 東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（地域創生部）又は西部総合県民局（地域創生部）から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます。ただし、税額が1万円以下の人は8月に全額を納めることになります。

個人事業税の納税には口座振替を利用されると便利です。
詳しくは61ページをごらんください。

不動産取得税（県税）

土地・家屋など不動産の取得に対してかかります。

◆納める人

土地や家屋を売買、交換、贈与、建築（新築・増築・改築）などにより取得した人に1回限り課税されます。この場合の取得は、有償、無償、登記の有無は問わず、その不動産の所有権を現実に取得することをいいます。

◆納める額

$$\text{不動産の価格(課税標準額)^(※)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

【税率】

不動産の取得日	土地	家屋	
		住宅	住宅以外
平成20年4月1日から令和3年3月31日	3%	3%	4%

（※）令和3年3月31日までに宅地及び宅地並評価土地等を取得した場合は、「不動産の価格×1／2」を課税標準額とする特例措置があります。

◆不動産の価格

不動産の購入価格や建築工事費とは関係なく、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格によります。

家屋を新築、増築などしたときは固定資産評価基準により価格を決定します。

◆免税点

課税標準となるべき額が次の金額に満たないときは課税されません。

土地の取得		10万円
家屋	新築・増築・改築による取得	23万円
	売買・交換・贈与などによる取得	12万円

◆非課税

- 相続による不動産の取得
- 法人の合併または分割（一定の要件を満たすものに限る。）による不動産の取得
- 土地改良事業、土地区画整理事業（一定の要件を満たすものに限る。）での換地の取得
- 公共の用に供する道路などのための土地の取得



◆申告と納税

不動産を取得した日から60日以内に、その不動産の所在地を管轄する東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（地域創生部）、西部総合県民局（地域創生部）（62ページ）又は市町村へ申告することとなっています。この申告などに基づいて調査を行い、価格を決定します。

東部県税局、南部総合県民局又は西部総合県民局から送付される納税通知書により、定められた期限までに納めてください。

◆納税の猶予

住宅用の土地の取得者が、その土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅を新築する予定があるときや、1年以内に中古住宅を取得する予定のときなどは、申告すれば一定の額が徴収猶予される場合があります。

その他新型コロナウイルス感染症の影響等により、納税が困難な事情がある場合など、詳細については最寄りの東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（地域創生部）又は西部総合県民局（地域創生部）（62ページ）へお問い合わせください。

◆主な軽減措置

◎住宅を取得したときの軽減

次のA又はBに該当する住宅を取得したときは、価格から控除額を差し引いた後の額が課税標準額となります。また、Cに該当する住宅を取得したときは、税額から一定額が減額されます。

軽減の対象となる住宅等の要件	軽減内容	
A. 住宅の建築（新・増・改築）又は新築未使用住宅の購入 1戸当たりの床面積（※1）が50m ² ～240m ² （賃貸共同住宅の場合は40m ² ～240m ² ）（ 特例適用住宅 といいます。）であること	住宅の種類	価格から控除される限度額
	①下記②以外の住宅 ②認定長期優良住宅（令和4年3月31日までに取得した場合に限ります。）	1,200万円 1,300万円
B. 耐震基準適合既存住宅の取得 中古住宅で、床面積が50m ² ～240m ² であり、次のいずれかの要件に該当するもの（ 耐震基準適合既存住宅 といいます。）を個人が自己的居住用に取得したとき ①昭和57年1月1日以後に新築されたものである ②昭和57年1月1日前に新築されたもので、新耐震基準を満たすことを証明（※2）されたものである（ただし、 住宅取得前2年以内に耐震基準調査が終了したものに限ります。 ）	新築年月日	価格から控除される限度額
	S 29.7.1～S 38.12.31 S 39.1.1～S 47.12.31 S 48.1.1～S 50.12.31 S 51.1.1～S 56. 6.30 S 56.7.1～S 60. 6.30 S 60.7.1～H 元. 3.31 H 元.4.1～H 9. 3.31 H 9.4.1～	100万円 150万円 230万円 350万円 420万円 450万円 1,000万円 1,200万円
C. 耐震基準不適合既存住宅の取得後、耐震改修 中古住宅で、床面積が50m ² ～240m ² であり、「B. 耐震基準適合既存住宅の取得」に掲げる①及び②の要件に該当しないものの（ 耐震基準不適合既存住宅 といいます。）を個人が取得後6か月以内（※3）に、耐震改修を行い、その証明（※2）を受け、かつ、居住したとき	新築年月日	税額から減額される限度額
	S 29.7.1～S 38.12.31 S 39.1.1～S 47.12.31 S 48.1.1～S 50.12.31 S 51.1.1～S 56. 6.30 S 56.7.1～S 56.12.31	3万円 4万5千円 6万9千円 10万5千円 12万6千円

（※1）増・改築の場合は、増・改築後の住宅全体の床面積によります。

（※2）証明を行うことができる者（建築士等）、証明書の様式についての詳細はお問い合わせください。

（※3）新型コロナウイルス感染症の影響により、適用要件が弾力化されています。詳細についてはお問い合わせください。

（注）宅地建物取引業者が改修工事対象住宅を取得後、改修工事を行った上で個人へ譲渡した場合にも、軽減措置を受けられる場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

◎住宅用土地を取得したときの軽減

次の住宅用土地を取得したときは、税額の全部又は一部が減額されます。

区分	取得時期の要件	取得者の要件	税額から減額される限度額
特例適用住宅用土地を取得した場合	<p>①土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築したとき。</p> <p>(共同住宅等で、独立的に区画された特例適用部分が百以上ある場合については、土地の取得の日から3年以内に新築することが困難と認められる場合に限り、4年内に新築したとき。)</p>	<p>次のいずれかを満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地を取得してから特例適用住宅が新築されるまで土地を継続所有していること。この場合に限り誰が新築したかは問いません。 ・特例適用住宅が新築される前に土地を譲渡している場合は、土地を譲り受けた人が住宅を新築していること。 	<p>次のうちどちらか多い方の額</p> <p>①4万5千円</p>
	②土地を取得した日の前1年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築していたとき。		②住宅の床面積の2倍(200m ² が限度)に相当する土地の価格の1/2に3%を乗じた額
	③特例適用住宅の要件に該当する新築未使用の土地付建売住宅(分譲マンションを含む)を新築後1年以内に取得したとき。	土地と住宅の取得者が同一であること。	
耐震基準適合既存住宅等(※)用土地を取得した場合	個人が土地を取得した日から1年以内、又は取得した日の前1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を自己の居住用に取得したとき。		

(※) 「耐震基準適合既存住宅等」とは、「耐震基準適合既存住宅」、「新築から1年を超える未使用の特例適用住宅」及び「耐震基準不適合既存住宅」です。

- (注) 1. 共有による取得で、土地の取得者と住宅の取得者が一部異なる場合は、その持分に応じた額が減額の対象となる場合があります。
2. 特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅及び耐震基準不適合既存住宅とは、前ページの表中A、B又はCの要件を満たすものをいいます。
3. 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅を取得後、改修工事を行った上で個人へ譲渡した場合にも、その土地の軽減措置を受けられる場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

◎その他の軽減

公共事業のために土地や家屋を譲渡し、それに代わる土地や家屋を一定の期間内に取得した場合などについても軽減措置を受けられる場合があります。

軽減措置を受けるためには、事実を証する書類等を添えて、申告することが必要です。詳細については、最寄りの東部県税局(徳島庁舎、吉野川庁舎)、南部総合県民局(地域創生部)又は西部総合県民局(地域創生部)(62ページ)へお問い合わせください。

地方消費税（県税）

国の税金である消費税と同様に、商品やサービスの料金にかかります。

◆納める人

国内取引	製造、卸、小売、サービス等の事業者
輸入取引	外国貨物を保税地域から引き取る者

(注) 保税地域とは、外国から日本に運びこんだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。

◆納める額

区分		税率	
		標準税率	軽減税率
地 方 消 費 税		2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
参 考	消 費 税	7.8%	6.24%
	合 計	10%	8%

(注) 軽減税率の対象となるのは、酒類及び外食を除く飲食料品並びに週2回以上発行される定期購読の新聞です。

◎地方消費税率の引上げ

急速に進展する少子高齢化の中で、国民の誰もが安心して暮らすことができるよう、国とともに社会保障を担う地方の財源を確保するために、平成26年4月から消費税、地方消費税率が8%に、令和元年10月からは10%に引き上げられました。

◎引上げ分の地方消費税収入の使途の明確化

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障4経費（※）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てられます。

（※）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

◆申告と納税

- 国内取引に係る地方消費税（「譲渡割」といいます。）は、当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告し、納めます。
- 輸入取引に係る地方消費税（「貨物割」といいます。）は、消費税と併せて国（税関）に申告し、納めます。

◆都道府県間の清算

地方消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引が、最終的に行われた都道府県の収入となるよう、都道府県間で清算します。

◆市町村への交付

県へ納められた地方消費税（清算後）の2分の1に相当する額は人口比率などにより県内の市町村に交付されます。

県たばこ税（県税）／市町村たばこ税（市町村税）

たばこの消費に対してかかるもので、たばこの価格の中に含まれています。

◆納める人

日本たばこ産業(株)、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者が県内の小売販売業者にたばこを売り渡したときに、そのたばこの本数を基準として税が課せられます。この税は、たばこの小売価格の中に含まれていますので最終的には消費者が負担することになります。

◆納める額

製造たばこ本数（1,000本につき）×税率

	税 率（1,000本につき）		
	平成30年10月1日～	令和2年10月1日～	令和3年10月1日～
県たばこ税	930円	1,000円	1,070円
市町村たばこ税	5,692円	6,122円	6,552円

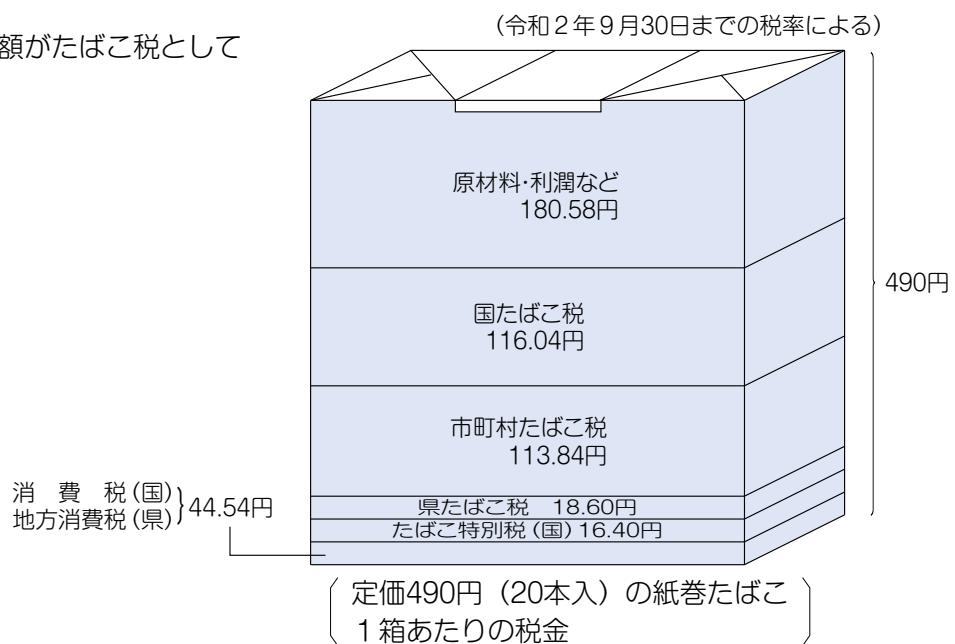
(注) 平成30年度の税制改正により、税率が令和3年10月にかけて段階的に引き上げられることとなりました。

◆申告と納税

日本たばこ産業(株)等が、毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、納めます。

◆その他の

国にも同じように一定の金額がたばこ税として納められています。



たばこは地元で買いましょう。

たばこ税は、たばこが買われた所の県や市町村の収入となって、役立てられます。

ゴルフ場利用税（県税）

ゴルフ場の利用に対してかかります。

◆納める人

ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。

◆納める額

等級	税率 1人1日	等級決定基準（1人1日の利用料金）	
		18ホール以上のゴルフ場	ホール数が9以上18未満のゴルフ場
特1級	1,200円	9,100円以上のもの	
1級	1,000円	6,600円以上9,100円未満のもの	
2級	800円	4,600円以上6,600円未満のもの	
3級	650円	3,300円以上4,600円未満のもの	
4級	500円	3,300円未満のもの	3,800円以上のもの
5級	400円		3,800円未満のもの

- （注） 1. ゴルフ場とは、ホールの数が18ホール以上でホールの平均距離が100メートル以上の施設（施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除きます。）及びホールの数が9ホール以上18ホール未満のもので、ホールの平均距離が150メートル以上の施設をいいます。
2. 利用料金とは、非会員の平日におけるゴルフ場の利用について支払う料金をいいます。

◆非課税

- 1 年齢18歳未満の者の利用
 - 2 年齢70歳以上の者の利用
 - 3 障がい者の利用
 - 4 国民体育大会の参加選手のゴルフ競技又はその公式の練習としての利用
 - 5 学校の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員の学校の教育活動（教育課程に基づく授業又は校長等が承認する課外活動）としての利用
 - 6 國際競技大会の参加選手のゴルフ競技又はその公式の練習としての利用
- （※）ワールドマスターズゲームズ2021関西は非課税となります。

◎非課税措置の適用を受けるには、利用の都度、手続きが必要です。

詳しくは最寄りの東部県税局（徳島府庁舎、吉野川府庁舎）、南部総合県民局（地域創生部）又は西部総合県民局（地域創生部）（62ページ）へおたずねください。

◆申告と納税

ゴルフ場の経営者が利用者から料金といっしょに受け取り、毎月分を翌月15日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県へ納められたゴルフ場利用税の10分の7は、ゴルフ場所在の市町村に交付されます。

軽油引取税（県税）

特約業者・元売業者からの軽油の引取り等に対してかかります。

◆納める人

- 特約業者、元売業者からの現実の軽油の引取りを行った人が、特約業者、元売業者を通じて納めます。（特約業者等が代金と一緒に受けとり、県に納めます。）
- 軽油と軽油以外の油（灯油など）を混和し、又は軽油以外の油と軽油以外の油を混和するなどし、製造された軽油を販売した石油販売業者
- 軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として販売した特約業者、元売業者又は石油販売業者
- 軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として消費した人

◆納める額

軽油1キロリットルにつき 32,100円

ただし、原油価格の異常な高騰が続いた場合には（※）、軽油1キロリットルにつき15,000円となります（いわゆる「トリガ一条項」）。

（※）原油価格の異常な高騰が続いた場合とは、指標となるガソリン価格の平均が連續3か月にわたり1リットルにつき160円を超えることとなった場合をいいます。

※「トリガ一条項」については、東日本大震災の復旧及び復興の状況を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされています。

◆免税

次の用途に軽油を使用する場合で、免税の手続きを受けたときに限り課税されません。

- 石油化学製品製造業を営む者がエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するための原料の用途
- 船舶、鉄道・軌道用車両の動力源
- 農業、林業用の機械の動力源
- 鉱物の掘採事業、廃棄物処理事業、木材加工業などのための一定の用途

※石油化学製品の原料となる軽油以外の免税となる軽油の引取りについては、令和3年3月31日までの措置となります。

◆免税の手続き

1 免税になる軽油を使用する人は、あらかじめ東部県税局（自動車税庁舎を除く。）、南部総合県民局（地域創生部）又は西部総合県民局（地域創生部）に申請して、免税軽油使用者証の交付を受けておきます。（有効期間は3年間ですが、石油化学製品製造業を営む者がエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するための原料の用途に使用する場合を除いて、3年を経過する前に令和3年3月31日が到来する場合は同日まで。）

2 この免税軽油使用者証を東部県税局（自動車税庁舎を除く。）、南部総合県民局（地域創生部）又は西部総合県民局（地域創生部）に提示して免税証の交付を申請すると、必要な数量の免税証が交付されます。

3 軽油を購入するときに、この免税証を石油販売業者に渡すと、税金のかからない価格で軽油を購入することができます。

※免税証は他人に譲渡することはできません。

※免税軽油の引取り及び使用などについては、報告義務があります。

軽油は県内で買いましょう。

軽油引取税は軽油を購入した販売店の所在する県の収入となります。

◆申告と納税

1 納入申告と納税

特約業者又は元売業者が、軽油の引取りを行った人から代金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

2 納付申告と納税

- 石油販売業者が、軽油と軽油以外の油（灯油など）を混和し、又は軽油以外の油と軽油以外の油を混和するなどし、製造された軽油を販売した場合
 - 石油販売業者が、軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として販売した場合
 - 自動車の保有者が、軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として消費した場合
- などは、石油販売業者又は自動車保有者等が毎月分を翌月末までに申告し、納めます。

◆製造等の承認

次のような場合には、事前に知事の承認が必要です。

1 軽油と軽油以外の油（灯油、重油など）を混和するとき。

2 1のほか、軽油を製造するとき。

3 軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として譲渡（販売を含む。）又は消費するとき。

※承認を受けずにこれらの行為を行うと、罰則の適用がありますのでご注意ください。

不正軽油110番まで情報を寄せください！

●「不正軽油」とは

都道府県知事の承認を受けないで、軽油に重油や灯油を混ぜて造る「混和軽油」や軽油以外の油（灯油、重油など）から造る「製造軽油」などを「不正軽油」といいます。

不正軽油の製造、販売、使用は悪質な脱税行為であるだけでなく、県民の健康や環境に悪影響を及ぼす反社会的な行為です。不正軽油であることを知りながら、運搬・保管・購入した場合や不正軽油の製造に用いる資金や原材料、施設、設備、薬品などを提供した場合も罪に問われることになります。

徳島県では不正軽油に関する情報を求めていきます。

- ① 不正軽油を製造している
- ② 不正軽油を販売している
- ③ 重油や灯油を自動車の燃料として使用している

などの情報をお持ちの方は下記の番号までお電話ください。24時間受付しています。

また、インターネットメールでも受付しています。



ふせい なぐなる
0120-241-797 (フリーダイヤル)
088-655-2816 (一般電話)
keiyu@mail.pref.tokushima.jp (メールアドレス)

自動車税環境性能割（県税）

自動車の取得に対してかかります。

令和元年10月1日に、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割（38ページ）が導入されました。

◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車・特殊自動車・二輪車を除きます。）を取得した人に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額 取得価額×税率

◆税率

対象自動車	車両総重量	排出ガス要件	燃費要件（※1）	取得の時期	税率				
					自家用	営業用			
電気自動車（燃料電池自動車を含む）	—	—	—	令和元年10月1日～令和3年3月31日	非課税	非課税			
天然ガス自動車	—	平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下）または平成21年排出ガス基準NOx+10%低減	—		非課税	非課税			
プラグインハイブリッド自動車（※2）	—	—	—		非課税	非課税			
ガソリン車 LPG車 ハイブリッド車	乗用車（乗車定員10人以下）	—	平成30年排出ガス基準+50%低減または平成17年排出ガス基準+75%低減		令和2年度燃費基準+20%以上達成	非課税			
ガソリン車（※3）	バス・トラック	2.5t以下			令和2年度燃費基準+10%以上達成	非課税			
					令和2年度燃費基準達成	1%（非課税）（※4）			
					平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%（1%）（※4）			
					平成27年度燃費基準+20%以上達成	3%（2%）（※4）			
					平成27年度燃費基準+15%以上達成	1%			
		2.5t超3.5t以下			平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%			
					平成27年度燃費基準+15%以上達成	非課税			
					平成27年度燃費基準+10%以上達成	1%			
					平成27年度燃費基準+5%以上達成	2%			
					平成27年度燃費基準達成	1%			
ディーゼル車（※3）	バス・トラック	2.5t超3.5t以下	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合		平成27年度燃費基準+10%以上達成	非課税			
					平成27年度燃費基準+5%以上達成	非課税			
					平成27年度燃費基準達成	1%			
			平成21年排出ガス基準適合		平成27年度燃費基準+15%以上達成	2%			
					平成27年度燃費基準+10%以上達成	非課税			
		3.5t超	平成28年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準NOx・PM+10%低減		平成27年度燃費基準+5%以上達成	1%			
					平成27年度燃費基準達成	0.5%			
					平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%			
			平成21年排出ガス基準適合		平成27年度燃費基準+15%以上達成	非課税			
					平成27年度燃費基準+10%以上達成	1%			
					平成27年度燃費基準+5%以上達成	2%			
上記に該当しない車					3%（乗用車2%）（※4）	2%			

（※1）燃費基準を満たしている場合は、車検証の備考欄にその旨が記載されます。なお、平成32年度燃費基準と令和2年度燃費基準は同様の取扱いです。

（※2）プラグインハイブリッド自動車とは、家庭用電源から充電できるハイブリッド自動車のこと、車検証に「プラグインハイブリッド自動車」と記載されます。

（※3）ハイブリッド自動車を含みます。

（※4）令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した場合、括弧書きの税率が適用されます。

◎バリアフリー対応バス・タクシーや車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置搭載のバス・トラックなどは取得に係る特例措置があります。

◆免税・非課税

- 取得価額が50万円以下の自動車の取得
- 相続による自動車の取得
- 法人の合併又は分割による自動車の取得
- 所有権留保付で売買された自動車で所有権が売主から買主へ移転した場合の取得
- 自動車販売業者からの取得のうち、自動車の性能が良好でないこと等の理由で取得の日から1ヶ月以内にその自動車販売業者へ返却した場合
- 身体障がい者等の自動車税種別割の減免（35ページ参照）と同様に自動車税環境性能割についても、一定の要件に該当する場合については登録の際に申請すれば減免されます。なお、減免額には上限があります。

◆申告と納税

自動車を取得した人が新規登録、移転登録などをする場合に、東部県税局自動車税庁舎へ申告し、同時に納めます。

◆市町村への交付

県へ納められた環境性能割の44.65%に相当する額は、市町村道の延長及び面積に応じて県内の市町村に交付されます。

自動車税種別割（県税）

自動車を所有している人にかかります。

令和元年10月1日から、自動車税は「自動車税種別割」に名称が変わりました。

◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

自動車の種類、排気量などによって定められています。主なものは37ページ参照。

◆身体障がい者等（身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者）の減免

- 本人運転 専ら身体障がい者本人の運転で、日常生活の足代わりとして使用される自動車
- 家族運転 同居の親族の運転で、障がい者の通学、通院、通所、生業及び週末帰省の用に継続して使用される自動車
- 介護者運転 介護者の運転で、専ら障がい者（障がい者のみで生活されている方に限ります。）の通院等の用に継続して使用され、かつ障がい者のためにのみ使用される自動車
- 身体障がい者等の人が利用するために構造を変更した自動車

これらの自動車については、申請により自動車税種別割が減免されます。減免額には、上限があります。減免の申請は納期限までにしてください。納期限を経過しても翌年の2月末日まで通年の受付を行っていますが、減免額は、申請のあった月の翌月から3月までの月数に応じて月割により計算します。

初めて申請される方は、東部県税局自動車税庁舎（TEL：088-641-2323）に事前に具体的な手続きなどをお問い合わせください。

◆申告と納税

4月1日現在の所有者に課税され、5月に東部県税局自動車税庁舎から送付される納税通知書により5月31日までに納めます。

4月1日以後に新規登録をした場合には、登録の時に申告し、新規登録をした月の翌月から月割計算した額を納めます。

※平成18年度から、県域を越える自動車の転出入があった場合の月割計算が廃止されました。

他県から徳島県内へ転入した際は、ナンバープレートを変更しましょう。

◆税金の還付

自動車を年度途中で抹消した場合は、月割により税金が還付されます。ただし、移転登録の場合は譲り渡した人にその年度中の全額が課税され、新所有者には、翌年度から課税されます。

◆自動車の登録手続き

自動車の所有権の移転などがあったときには、徳島運輸支局でそれぞれの登録をする必要があります。

- 新車を購入したとき ————— 新規登録
- 中古車を卖ったり、買ったりしたとき — 移転登録
- 所有者等の住所、氏名等が変わったとき — 変更登録
- 車が古くなったりして使わないとき — 抹消登録

◎登録についてのおたずねは

徳島運輸支局 〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-1

☎ 050-5540-2074（登録関係ヘルプデスク）

◆自動車税種別割のグリーン化について

地球温暖化・大気汚染の防止のため、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進を図ることが目的です。
排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなり、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税負担が重くなります。

- 1 環境負荷の小さい自動車……自動車税種別割が軽減されます。

令和元年度及び令和2年度に新車で新規に登録された次の自動車は、翌年度のみ税率が軽減されます。

自動車の種類	排出ガス要件	燃費要件(※)	軽減措置
電気自動車（燃料電池自動車を含む）	—	—	
プラグインハイブリッド自動車	—	—	
天然ガス自動車	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準NOx+10%低減	—	概ね75%軽減
クリーンディーゼル乗用車	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合	—	
低燃費かつ低排出ガス認定自動車	平成17年排出ガス基準+75%低減または平成30年排出ガス基準+50%低減	令和2年度燃費基準+30%以上達成	
		令和2年度燃費基準+10%以上達成	概ね50%軽減

(※) 平成32年度燃費基準と令和2年度燃費基準は同様の取扱いです。

- 2 環境負荷の大きい自動車……自動車税種別割が重課されます。

初回新規登録（初度登録）から一定年数を経過した車については、廃車されるまで次の税率が重課されます。

※一般乗用バス、被けん引車、低公害車（電気、メタノール、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車（車検証にハイブリッド自動車であることが記載されているもの））は除きます。

対象車	初回新規登録（初度登録）	重課措置
ディーゼル車 (初回新規登録から11年を超えるもの)	平成21年3月31日まで	
ガソリン車・LPG車 (初回新規登録から13年を超えるもの)	平成19年3月31日まで	概ね15%重課(※)

(※) ただし、バス（一般乗用を除く。）、トラックについては、概ね10%重課のまま据え置かれます。

◆自動車税種別割年税額一覧表（主なもの）

区分		年 税 額		
		営 業 用 (※1)	自 家 用	
			(※2)	
乗用車	総排気量1ℓ以下・電気自動車	7,500円	25,000円	29,500円
	// 1ℓ超~1.5ℓ以下	8,500円	30,500円	34,500円
	// 1.5ℓ超~2ℓ以下	9,500円	36,000円	39,500円
	// 2ℓ超~2.5ℓ以下	13,800円	43,500円	45,000円
	// 2.5ℓ超~3ℓ以下	15,700円	50,000円	51,000円
	// 3ℓ超~3.5ℓ以下	17,900円	57,000円	58,000円
	// 3.5ℓ超~4ℓ以下	20,500円	65,500円	66,500円
	// 4ℓ超~4.5ℓ以下	23,600円	75,500円	76,500円
	// 4.5ℓ超~6ℓ以下	27,200円	87,000円	88,000円
	// 6ℓ超	40,700円	110,000円	111,000円
トラック	最大積載量1トン以下	6,500円		8,000円
	// 1トン超~2トン以下	9,000円		11,500円
	// 2トン超~3トン以下	12,000円		16,000円
	// 3トン超~4トン以下	15,000円		20,500円
	// 4トン超~5トン以下	18,500円		25,500円
	// 5トン超~6トン以下	22,000円		30,000円
	// 6トン超~7トン以下	25,500円		35,000円
	// 7トン超~8トン以下	29,500円		40,500円
	// 8トン超	29,500円に8トンを超える部分 1トンまでごとに4,700円を加算	40,500円に8トンを超える部分 1トンまでごとに6,300円を加算	
	けん引車	小型自動車 普通自動車	7,500円 15,100円	10,200円 20,600円
被けん引車	小型自動車	3,900円		5,300円
	普通自動車	最大積載量8トン以下	7,500円	10,200円
		最大積載量8トン超	7,500円に8トンを超える部分 1トンまでごとに3,800円を加算	10,200円に8トンを超える部分 1トンまでごとに5,100円を加算
貨客兼用車(※3)	最大積載量 1トン以下	総排気量1ℓ以下	10,200円	13,200円
		// 1ℓ超~1.5ℓ以下	11,200円	14,300円
		// 1.5ℓ超	12,800円	16,000円
	最大積載量 1トンを超 2トン以下	// 1ℓ以下	12,700円	16,700円
		// 1ℓ超~1.5ℓ以下	13,700円	17,800円
		// 1.5ℓ超	15,300円	19,500円
バス		一般乗合用	そ の 他	
	乗用定員が30人以下	12,000円	26,500円	33,000円
	// 30人超~40人以下	14,500円	32,000円	41,000円
	// 40人超~50人以下	17,500円	38,000円	49,000円
	// 50人超~60人以下	20,000円	44,000円	57,000円
	// 60人超~70人以下	22,500円	50,500円	65,500円
	// 70人超~80人以下	25,500円	57,000円	74,000円
キャンピング車		29,000円	64,000円	83,000円
	総排気量1ℓ以下・電気自動車			20,000円
	// 1ℓ超~1.5ℓ以下			24,400円
	// 1.5ℓ超~2ℓ以下			28,800円
	// 2ℓ超~2.5ℓ以下			34,800円
	// 2.5ℓ超~3ℓ以下			40,000円
	// 3ℓ超~3.5ℓ以下			45,600円
	// 3.5ℓ超~4ℓ以下			52,400円
	// 4ℓ超~4.5ℓ以下			60,400円
	// 4.5ℓ超~6ℓ以下			69,600円
	// 6ℓ超			88,000円

(※1) 営業用とは、通常のナンバープレートが緑色のものです。

(※2) 令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自動車に限ります。

(※3) 貨客兼用車とは、トラックのうち最大乗車定員が4人以上のものです。

軽自動車税環境性能割（市町村税）

軽自動車の取得に対してかかります。

令和元年10月1日に、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割（33ページ）及び軽自動車税環境性能割が導入されました。

◆納める人

その市町村内に主たる定置場のある軽自動車（三輪以上）を取得した人に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

取得価額×税率

◆税率

◎軽乗用車

区分	税率	
	自家用	営業用
電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNOx10%低減達成）	非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 (※1)	令和2年度燃費基準+10%以上達成	
	令和2年度燃費基準達成	1%（非課税）（※2）
	平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%（1%）（※2）
上記以外	2%（1%）（※2）	2%

◎軽貨物用

区分	税率	
	自家用	営業用
電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNOx10%低減達成）	非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 (※1)	平成27年度燃費基準+20%以上達成	
	平成27年度燃費基準+15%以上達成	1%
	平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%
上記以外	2%	2%

（※1）ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成、又は平成17年排出ガス基準75%低減達成のものに限ります。

平成32年度燃費基準と令和2年度燃費基準は同様の取扱いです。

（※2）令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した場合、括弧書きの税率が適用されます。

◆免税・非課税

- ・取得価額が50万円以下の軽自動車の取得
- ・相続による軽自動車の取得
- ・法人の合併又は分割による軽自動車の取得
- ・所有権留保付で売買された軽自動車で所有権が売主から買主へ移転した場合の取得
- ・自動車販売業者から取得のうち、軽自動車の性能が良好でないこと等の理由で取得の日から1ヶ月以内にその自動車販売業者へ返却した場合
- ・身体障がい者等の自動車税種別割の減免（35ページ参照）と同様に軽自動車税環境性能割についても、一定の要件に該当する場合については登録の際に申請すれば減免されます。なお、減免額には上限があります。

◆申告と納税

軽自動車を取得した人が新規検査、使用的届出などをする場合に、東部県税局自動車税庁舎へ申告し、同時に納めます。

軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、県が賦課徴収を行うこととなっています。

軽自動車税種別割（市町村税）

原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人にかかります。
令和元年10月1日から、軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称が変わりました。

◆納める人

その市町村内に主たる定置場のある軽自動車などの所有者に課税されます。（割賦販売等で売主が軽自動車などの所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

軽自動車などの種類、排気量などによって定められています。主なものは次のページ参照。

◆身体障がい者等の減免

一定の身体障がい者等のために使用する軽自動車などについては、申請により税が減免される場合があります。
詳しくは、市町村税務担当課（64ページ）にお問い合わせください。

※減免を受けることができるるのは、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を通じて一台です。したがって、
自動車税種別割で減免を受けた方は軽自動車税種別割では減免を受けることはできません。

◆申告と納税

4月1日現在の所有者に課税され、一般的には4月に市町村から送付される納税通知書により4月末日までに納めます。

◆軽自動車などの登録手続き

軽自動車などの所有権の移転などがあったときには、それぞれの登録をする必要があります。

- 新車を購入したとき ————— 新規登録
- 中古車を卖ったり、買ったりしたとき ————— 移転登録
- 所有者等の住所、氏名等が変わったとき ————— 変更登録
- 車が古くなったりして使わないとき ————— 抹消登録

◎登録についてのおたずねは

車種	登録先	郵便番号	所在地	電話番号
軽自動車税	軽自動車	徳島県 軽自動車協会	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地 1-4	(088) 641-2010
	小型二輪車 250cc超の オートバイ	徳島運輸支局	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地 1-1	050-5540-2074 (登録関係ヘルプデスク)
	軽二輪車 125cc超250cc 以下のオートバイ	徳島運輸支局	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地 1-1	050-5540-2074 (登録関係ヘルプデスク)
	原動機付自転車 125cc以下の オートバイ	各市町村	「市町村税についてのお問い合わせ先」64ページ参照	

◆軽自動車税種別割のグリーン化等について

地球温暖化・大気汚染防止に向けて、環境にやさしい軽自動車の開発・普及を促進するため、一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じて税負担が軽減されるとともに、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい軽四輪車等については税負担が重くなります。

また、軽自動車等の性能・価格を考慮し、小型自動車との税負担の均衡を確保するため、軽自動車税種別割の税率が引き上げられています。

主な標準的な税率は次のとおりですが、市町村によっては異なる税率を定めている場合がありますので、詳しくは市町村税務担当課（64ページ）にお問い合わせください。

◎軽自動車税種別割（二輪車等）の年税額

車種区分		標準税率
原動機付自転車 (125cc以下)	50cc以下又は0.6kw以下のもの	2,000円
	50cc超90cc以下又は0.6kw超0.8kw以下のもの	2,000円
	90cc超又は0.8kw超のもの	2,400円
	三輪以上のもので、20cc超又は0.25kw超のもの	3,700円
軽自動車	軽二輪（125cc超250cc以下）	3,600円
小型特殊自動車		市町村が条例で定める額
二輪の小型自動車		6,000円

◎軽自動車税種別割（三輪以上）の年税額（平成27年4月1日以降の新車）

車種区分			標準税率	グリーン化特例（軽課） (初度検査の翌年度に限る)		
軽自動車	三輪（660cc以下のもの）	自家用		概ね75% 軽減（※1）	概ね50% 軽減（※2）	概ね25% 軽減（※3）
		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上 (660cc以下のもの)	自家用	乗用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物車	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	乗用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物車	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

（※1）電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合、または平成21年排出ガス規制に適合かつ同基準値より10%以上NOxの排出量が少ないもの）

（※2）平成30年排出ガス基準50%低減達成、または平成17年排出ガス基準75%低減達成で、かつ以下の条件を満たす車両。

乗用：令和2年度燃費基準+30%以上達成 貨物：平成27年度燃費基準+35%以上達成

（※3）平成30年排出ガス基準50%低減達成、または平成17年排出ガス基準75%低減達成で、かつ以下の条件を満たす車両。

乗用：令和2年度燃費基準+10%以上達成 貨物：平成27年度燃費基準+15%以上達成

（注）グリーン化特例（軽課）については、令和元年度及び2年度に初度検査を受けた場合の内容です。

50%軽減及び25%軽減は、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の軽自動車に限ります。

平成32年度燃費基準と令和2年度燃費基準は同様の取扱いです。

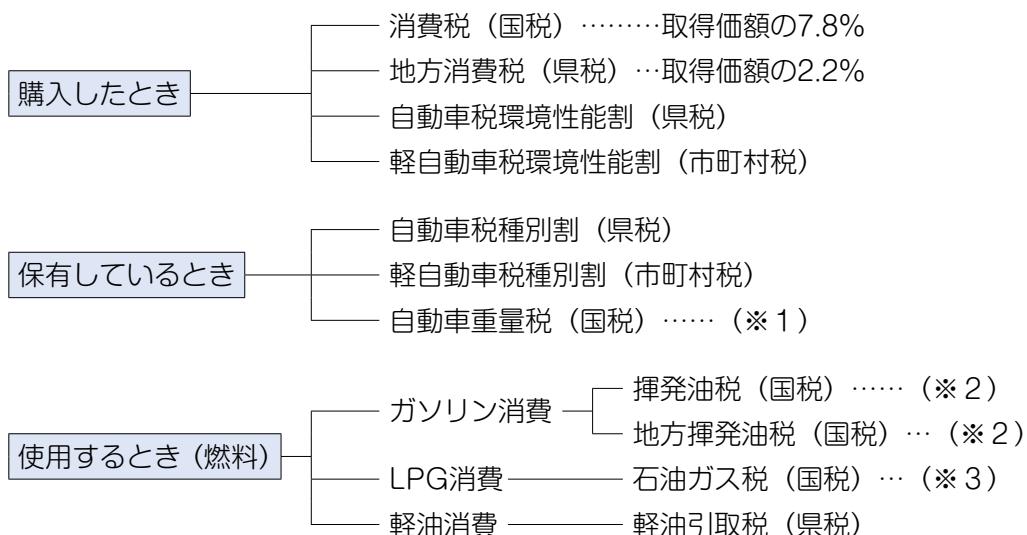
◎軽自動車税種別割（三輪以上）の年税額（平成27年3月31までに初度検査を受けたもの）

車種区分			標準税率	グリーン化特例（重課） (初度検査から13年超の車に係る税率)	
軽自動車	三輪（660cc以下のもの）			3,100円	4,600円
	四輪以上 (660cc以下のもの)	自家用	7,200円	12,900円	
			4,000円	6,000円	
		営業用	5,500円	8,200円	
			3,000円	4,500円	

（注）電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は重課の対象外です。

自動車と税

◆自動車関係税の種類



(※1)

◎自動車重量税

自動車検査証の交付を受けるときにかかります。

車検証の有効期間	乗用自動車	低公害車等		エコカー減免対象
				エコカー減免の適用なし→車両重量0.5トンごとに7,500円
3年	軽自動車	低公害車等以外		車両重量0.5トンごとに12,300円
		低公害車等		エコカー減免対象
				エコカー減免の適用なし→7,500円
車検証の有効期間	乗用自動車	低公害車等以外		9,900円
		低公害車等		エコカー減免対象
				エコカー減免の適用なし→車両重量0.5トンごとに5,000円
		低公害車等以外	一	車両重量0.5トンごとに8,200円
			初度登録から13年経過	車両重量0.5トンごとに11,400円
			初度登録から18年経過	車両重量0.5トンごとに12,600円
	軽自動車	低公害車等		エコカー減免対象
		低公害車等以外	一	エコカー減免の適用なし→5,000円
			初度登録から13年経過	6,600円
車検証の有効期間	乗用自動車	低公害車等以外	初度登録から18年経過	8,200円
			一	8,800円
			初度登録から13年経過	エコカー減免対象
			初度登録から18年経過	エコカー減免の適用なし→車両重量0.5トンごとに2,500円
			一	車両重量0.5トンごとに4,100円
1年	低公害車等以外	初度登録から13年経過	初度登録から18年経過	車両重量0.5トンごとに5,700円
		一	初度登録から18年経過	車両重量0.5トンごとに6,300円
		初度登録から13年経過	一	初度登録から18年経過

- (注) 1. この表は、自家用自動車に対するものです。営業用自動車は自家用のものより軽い税率です。
2. 平成21年4月1日から平成29年4月30日までの間に実施された減免措置に引き続き、平成29年5月1日から令和3年4月30日までの間、いわゆる低公害車等について、最初に受ける新規検査又は継続検査等（自動車検査証の交付等）の際に納付すべき自動車重量税が減免されます。どのメーカーのどの車種（商品名）がその対象になるかということに関しては、各自動車メーカーの窓口にお問い合わせください。

(※2)

◎揮発油税・地方揮発油税

ガソリン価格の中に含まれている税で、道路に関する費用等に使われます。

揮 発 油 税	ガソリン1 ℥につき48.6円
地方揮発油税	// 5.2円
計	53.8円

※地方揮発油税は全額地方公共団体に譲与されます。

※揮発油には、製造場から出荷される際に揮発油税及び地方揮発油税（以下「揮発油税等」といいます。）の特例税率（53.8円/ ℥）が課税されていますが、揮発油の平均小売価格が連續3か月にわたり160円/ ℥を超えることとなった場合には、特例税率の適用が停止され、揮発油税等の本則税率（28.7円/ ℥）が適用されることとなります。

その後、揮発油の平均小売価格が連續3か月にわたり130円/ ℥を下回ることとなった場合には、特例税率の適用が再開されることとなります。（いわゆる「トリガ一条項」）

※「トリガ一条項」については、東日本大震災の復旧及び復興の状況を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされています。

(※3)

◎石油ガス税

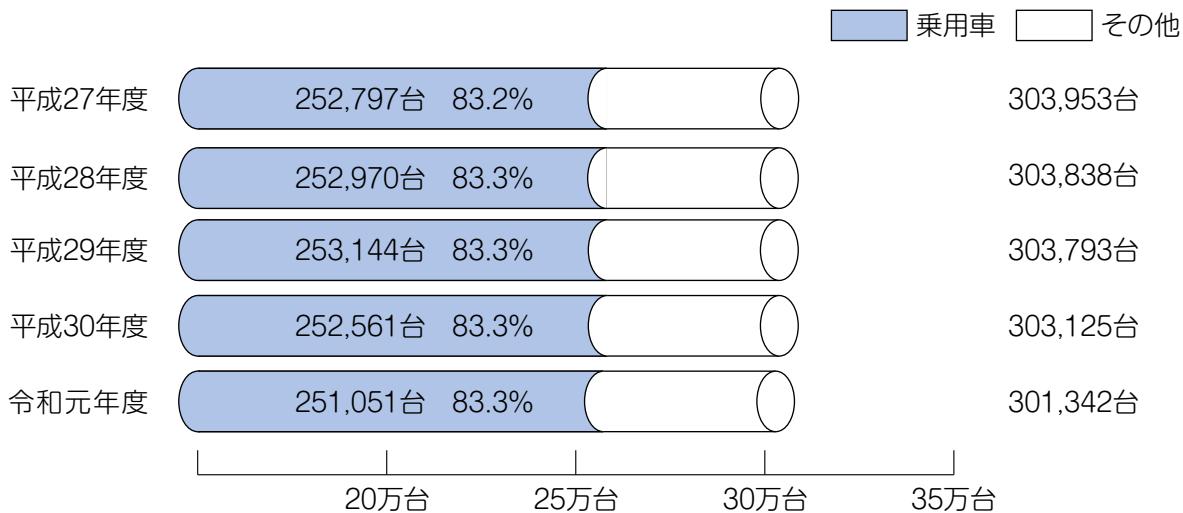
タクシー等の自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスの価格の中に含まれる税で、道路に関する費用等に使われます。

石油ガス 1 kg当たり17.5円

※石油ガス税の収入額の2分の1が地方公共団体に譲与されます。

◆徳島県の自動車登録台数の推移

(各年度末現在の台数・大型特殊車、軽自動車を除く)



自動車税種別割のトラブルを防止しましょう。

新たに自動車をお持ちになる方は

友人などから自動車を譲り受けたときは、必ず運輸支局で[移転登録](#)をしましょう。

登録がそのままになっていると、前の所有者に自動車税種別割がかかり、迷惑をかけます。

壊れて動かなくなった自動車をお持ちの方は

1日も早く運輸支局で[抹消登録](#)をしましょう。この登録をしないと使用できない車についても自動車税種別割がかかります。既に納付済の場合、抹消の登録をすれば翌月からの税金が還付されます。

自動車を手放す方は

自動車を売ったり、下取りに出したり、解体したりするときは、必ず運輸支局で[移転又は抹消の登録](#)をしましょう。

自動車税種別割は、毎年4月1日現在登録されている所有者にかかります。これらの登録がされていないと実際には自動車を持っていなくても、自動車税種別割がかかります。

年度の途中で抹消登録をした場合は、その翌月から3月までの月割分が減額され、還付されます。

転居される方は

必ず運輸支局で[住所変更の登録](#)をしましょう。住民票を移しただけでは、車検証の住所は変わりません。

鉱 区 税 (県税)

地下の埋蔵鉱物を採掘するという特権を与えられることに対してかかります。

◆納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者

◆納める額

鉱区の種類	納める額	
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100アールごとに……年 200円
	採掘鉱区	面積 100アールごとに……年 400円
砂鉱を目的とする鉱区		面積 100アールごとに……年 200円

ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは、上記税率の3分の2となります。

◆申告と納税

◎申告……鉱業権の取得、消滅又は変更の日から10日以内に申告します。

◎納税……東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（地域創生部）又は西部総合県民局（地域創生部）から送付される納税通知書により5月末までに納めます。

狩 猎 税 (県税)

鳥獣保護や狩猟に関する費用にあてるため、狩猟者の登録を受ける人に対してかかります。

◆納める人

狩猟者の登録を受ける人にかかります。

◆納める額

種	類	納める額
第一種銃猟免許（装薬銃）に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	16,500円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人（※）	11,000円
網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人（※）	5,500円
第二種銃猟免許（空気銃）に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500円

（※）県民税の所得割を納めなくてもよい人のうち、県民税の所得割を納める人の同一生計配偶者や扶養親族に該当する人（農林水産業に従事している人は除く。）は、対象となりません。

- （注）1. 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者（一定の要件を満たす者に限る。）が令和6年3月31日までに狩猟者の登録をする場合には、課税免除となります。
2. 狩猟者登録の申請日前1年以内の期間に許可捕獲等を行った人（一定の要件をみたす者に限る。）が令和6年3月31日までに狩猟者の登録をする場合には、上表の「納める額」が概ね2分の1となります。

◆申告と納税

狩猟者の登録を受けるときに県税証紙を購入し、狩猟者登録申請書に貼付して納めます。

なお、県民税の所得割を納めなくてもよい人は、証明書を関係する市町村から受けて提出してください。

固定資産税（市町村税）

土地・家屋や、事業に使う機械などの償却資産にかかります。

◆納める人

土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）の毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

課税は、賦課期日現在の状況によりますので、年の途中で所有権が移転したような場合でも、その年度分の固定資産税は賦課期日現在の所有者が納めます。

「所有者」とは、原則として、土地については登記簿又は土地補充課税台帳に、家屋については登記簿又は家屋補充課税台帳に、償却資産については償却資産課税台帳に、それぞれ所有者として登記又は登録されている者をいいます。

◆納める額

$$\begin{array}{l} \text{固定資産の価格} \\ (\text{課税標準}) \end{array} \times \begin{array}{l} \frac{1.4}{100} \\ (\text{税率}) \end{array} = \begin{array}{l} \text{税額} \end{array}$$

◆固定資産の価格

市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額といいます。）によります。国が定めた固定資産評価基準に基づき固定資産を評価し、市町村長がその価格を決定し、固定資産課税台帳に登録します。

固定資産のうち土地及び家屋の価格は、通常3年ごとに評価の見直し（評価替えといいます。）をします。この評価替えの年度を基準年度といいますが、決定された価格は、原則として3年間据え置かれます。（平成30年度が基準年度であり、令和元年度、令和2年度は据え置き年度となります。）

ただし、土地については、据え置き年度においてさらに地価の下落傾向がみられる場合には、市町村長の判断により、簡易な方法で価格を修正することができる特例措置が講じられています。

また、新築や評価替えの後に増改築をした家屋、地目の変更、分・合筆などのあった土地については、新たに評価を行い、価格を決定します。

◆免税点

市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土 地	30万円
家 屋	20万円
償 却 資 産	150万円

◆土地に係る税負担の調整措置

土地については、税負担の増加を緩和するなどの目的のために、次のような税負担の調整措置が講じられています。

- (1) 住宅用地（住宅の敷地で住宅の床面積の10倍までの土地をいいます。）に係る課税標準の特例
 - 小規模住宅用地（住宅用地のうち200m²以下の部分） 6分の1
 - 一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地） 3分の1

(2) 平成30年度から令和2年度までの税負担の調整措置

宅 地

平成8年度までの宅地の税負担は、大部分の土地が評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置等が行われてきましたが、平成9年度の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、平成29年度の商業地等における負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲内にほぼ収斂する状況に至っています。

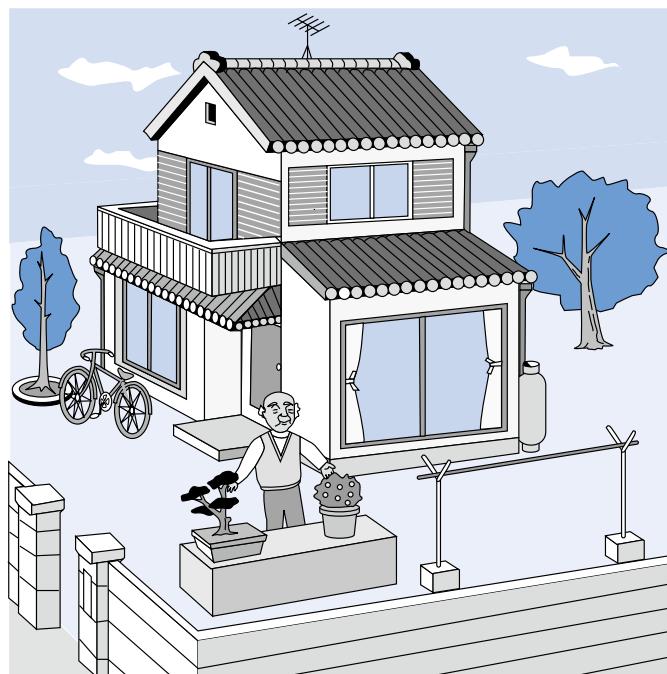
一方、商業地の地価の状況は、三大都市圏では4年連続の上昇、地方圏では下落幅は縮小しているものの下落傾向が続いている状況にあります。このような状況を踏まえつつ、平成30年度の土地についての「評価替え」に併せて、税負担の激変を緩和するための負担調整措置について様々な議論がなされた結果、現下の最優先の政策課題はデフレ脱却であること等から、平成30年度から令和2年度までの負担調整措置については、平成29年度と同様の負担調整措置の仕組みが継続されることになりました。

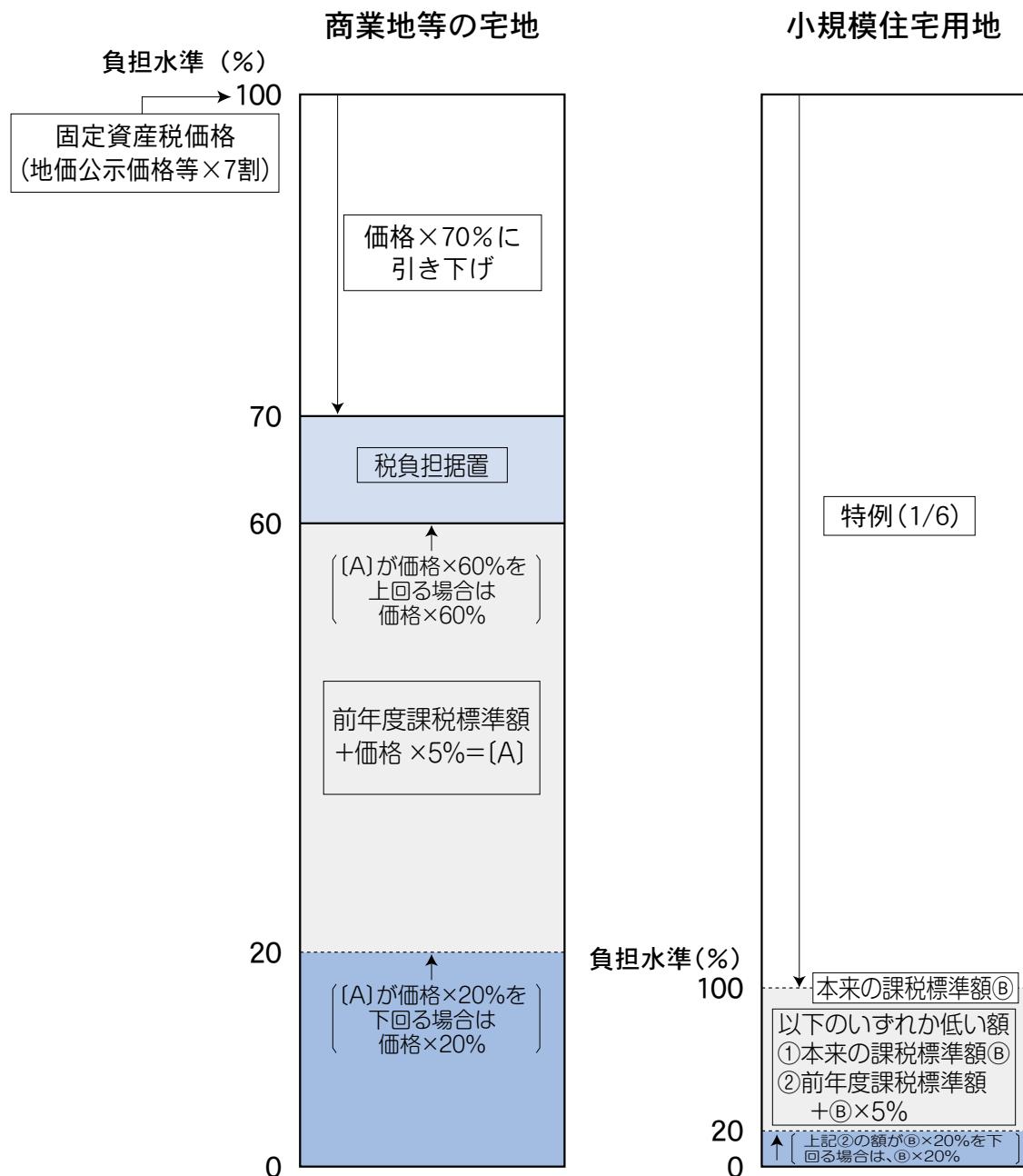
平成30年度から令和2年度における宅地の税負担の調整措置を図示すると、次頁のようになります。

「負担水準」とは…個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの

次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} (\times \text{住宅用地特例率 (1/3 又は 1/6)})}$$





宅地以外の土地

宅地と同様に税負担の調整措置が講じられていますが、評価の方法によって取扱いが異なります。

◆新築住宅に対する減額措置

令和4年3月31日までに新築された住宅については、新築後3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅は、5年度分）に限り、120m²までの居住部分に相当する税額の2分の1が減額されます。（併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。）

◎床面積の要件

床面積（併用住宅にあっては居住部分の床面積）
50m ² （一戸建以外の貸家住宅は40m ² ）以上280m ² 以下

（注）分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分である分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

◆認定長期優良住宅に対する減額措置

令和4年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅については、新築後5年度分（3階建以上の中高層耐火住宅は、7年度分）に限り、当該住宅に係る税額の2分の1が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

認定長期優良住宅とは

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき耐久性、耐震性、省エネ等の住宅の性能や建築後の維持保全に関する認定基準を満たすもので、県知事（ただし徳島市の場合は市長）の認定を受けた住宅

◆耐震改修を行った住宅に対する減額措置

令和4年3月31日までに、一定の基準に適合させるよう耐震改修工事（1戸あたりの工事費が50万円を超えるものに限る。）を施した住宅については、1年度分に限り、当該住宅に係る税額の2分の1が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

※「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅については、翌年度分から2年度分減額されます。

「通行障害既存耐震不適格建築物」とは

地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物で、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路の区画にその敷地が接するもののうち、耐震基準を満たしていない建築物

◆耐震改修を行った認定長期優良住宅に対する減額措置

令和4年3月31日までに、認定長期優良住宅の認定を受けて一定の基準に適合させるよう耐震改修工事（1戸あたりの工事費が50万円を超えるものに限る。）を施した住宅については、1年度分に限り、当該住宅に係る税額の3分の2が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

※「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅については、翌年度分から2年度分減額され、翌年度分については税額の3分の2が、翌々年度分については税額の2分の1が減額されます。

◆耐震改修を行った大規模建築物等に対する減額措置

令和5年3月31日までに、一定の基準に適合させるよう耐震改修工事を施した大規模建築物等については、2年度分に限り、当該大規模建築物等に係る税額の2分の1が減額（1年度分あたりの減額は改修費用の2.5%まで。）されます。（市町村への申告書の提出が要件）

◆バリアフリー改修工事を行った住宅に対する減額措置

令和4年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事（工事に要した費用が、自治体からの補助金等を除いて、50万円を超えるもので、改修後の住宅の床面積が50m²以上280m²以下であるものに限る。）が行われた住宅については、工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度に限り、当該住宅に係る税額の3分の1が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

◆省エネ改修工事を行った住宅に対する減額措置

令和4年3月31日までに、一定の省エネ改修工事（工事に要した費用が、自治体からの補助金等を除いて、50万円を超えるもので、改修後の住宅の床面積が50m²以上280m²以下であるものに限る。）が行われた住宅については、工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度に限り、当該住宅に係る税額の3分の1が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

◆省エネ改修工事を行った認定長期優良住宅に対する減額措置

令和4年3月31日までに、認定長期優良住宅の認定を受けて一定の省エネ改修工事（工事に要した費用が、自治体からの補助金等を除いて、50万円を超えるもので、改修後の住宅の床面積が50m²以上280m²以下であるものに限る。）が行われた住宅については、工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度に限り、当該住宅に係る税額の3分の2が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

◆固定資産の価格に係る不服審査について

固定資産課税台帳に登録されている価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間、固定資産評価審査委員会に対して、審査の申出を行うことができます。（60ページ参照）

◆申 告

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産所在の市町村に申告します。

◆納 稅

市町村から送られてくる納税通知書により、定められた期限までに納めます。

期限は、市町村の条例で定められていますが、通常は4月、7月、12月、翌年2月の4回です。



都市計画税（市町村税）

都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてるため、都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地・家屋にかかります。

◆納める人

原則として、市街化区域内に土地や家屋を所有している人に課税されます。
本県では、徳島市において課税されています。

◆納める額

都市計画税の税率は0.3%を限度として、市町村の条例で定められます。

(徳島市)

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{固定資産の価格}} \\ \quad\quad\quad (\text{課税標準}) \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{0.275} \\ \quad\quad\quad \boxed{100} \\ \quad\quad\quad (\text{税率}) \end{array} = \boxed{\text{税額}}$$

※課税標準は、土地又は家屋の価格で、固定資産税の課税標準と同水準となります。

◆免税点

固定資産税について免税点未満のものについては、課税されません。

◆課税標準の特例

住宅用地については、次の特例があります。

一般住宅用地	価格の3分の2
小規模住宅用地	価格の3分の1

また、平成30年度から令和2年度までの各年度の土地に対する都市計画税の額については、固定資産税に準じた特例措置があります。

◆申告と納税

1月1日現在の所有者に課税され、市町村から送付される納税通知書により、固定資産税とあわせて納めます。



国民健康保険税（市町村税）

国民健康保険に要する費用にあてるため、国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります。

◆納める人

原則として、国民健康保険の被保険者である世帯主

◆課 税 額

基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の合算額

◆納める額の計算

まず、都道府県において、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金額及び標準的な税率が示されます。市町村は、都道府県において定められた標準税率等を参考に自団体の税率等を決定します。

◎基礎課税総額は、原則として次の(1)及び(2)の合算額です。

- (1) その年度の初日における一般被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の総額の見込額から、当該療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の100分の65に相当する額
- (2) その年度分の前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

◎標準的な基礎課税総額の構成

基礎課税総額 上記(1)+(2)の額	1 所得割総額	(40%)	— 応能割 (50%)	1 + 2
	2 資産割総額	(10%)		
	3 被保険者均等割総額	(35%)	— 応益割 (50%)	3 + 4
	4 世帯別平等割総額	(15%)		

(注) 標準的な構成は上表のとおりですが、市町村の実情に応じて組み合わせや割合は異なります。

次に、各納税義務者ごとの基礎課税額を計算します。

(1) 所得割額

原則として、次の算式により計算されます。

$$\left\{ \text{世帯に属する被保険者の市町村民税の総所得金額、山林所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額の合計額} - \begin{array}{l} \boxed{\text{基礎控除額}} \\ + \boxed{\text{雑損失の繰越控除の金額}} \end{array} \right\} \times \text{あん分率 (税率)}$$

$$(注) 1. \text{あん分率 (税率)} = \frac{\text{一般被保険者に係る所得割総額}}{\text{一般被保険者に係る課税総所得金額等の合計額}}$$

2. 非自発的失業者については、給与所得を30/100として、所得割額を算定します。

(2) 資産割額

$$\boxed{\text{世帯に属する被保険者の固定資産税額 (又は固定資産税額のうち土地及び家屋の税額)}} \times \text{あん分率 (税率)}$$

$$(注) \text{あん分率 (税率)} = \frac{\text{一般被保険者に係る資産割総額}}{\text{一般被保険者に係る固定資産税額 (又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分) の総額}}$$

(3) 被保険者均等割額
被保険者数 × 均等割額

(4) 世帯別平等割額
1世帯 × 平等割額

次に、その年度に課税すべき後期高齢者支援金等課税総額を決定します。

◎標準後期高齢者支援金等課税総額は、当該年度分の後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

次に、各納税義務者ごとの後期高齢者支援金等課税額を計算しますが、計算方法は基礎課税額における場合と同様です。

最後に、その年度に課税すべき標準介護納付金課税総額を決定します。

◎標準介護納付金課税総額は、当該年度分の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額です。

次に、各納税義務者ごとの介護納付金課税額を計算しますが、計算方法は基礎課税額における場合と同様です。

以上によって計算された基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の合計額が、国民健康保険税の納税額（年税額）となり、納税義務者である世帯主に通知されます。なお、国民健康保険税の基礎課税額は63万円を、後期高齢者支援金等課税額は19万円を、介護納付金課税額は17万円を超えることができないこととされています。

◆軽減措置

一定の所得以下の世帯については、均等割額と平等割額の応益割について、一定割合が減額されることとなっています。

◎世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額が、

ア 「33万円以下」の場合 下表A欄

イ 「33万円を超え、33万円+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下」の場合 下表B欄

ウ 「33万円を超え、33万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下」の場合 下表C欄

市町村によって異なります。	A	B	C
	7割減額	5割減額	2割減額
	5割減額 (当分の間は6割減額)	3割減額 (当分の間は4割減額)	
	5割減額	3割減額	

(注) 非自発的失業者については、給与所得を30/100として、軽減判定を行います。

◆納 税

市町村からの通知により、定められた納期限までに納めます。

なお、納期は、市町村によって異なりますが、通常は4月、7月、10月、翌年1月の4回です。

また、下記に該当する場合は、原則として年金からの特別徴収になります。（過去の納付状況等から普通徴収の方法による方が、円滑に徴収できると市町村長が判断した場合には、口座振替により納めることもできます。）

○特別徴収の対象となる方（下記1～4の全てに該当する方）

- 1 国民健康保険に加入している世帯主・世帯員が全て65歳～74歳である方
- 2 年金給付額が年額18万円以上ある方
- 3 世帯主が、介護保険料の特別徴収対象者である方
- 4 介護保険料と国民健康保険税を合算した額が、年金給付額の2分の1より小さい方

鉱 産 税 (市町村税)

掘採した鉱物の価格に応じて、鉱業者にかかります。

◆納 め る 人

鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

◆納 め る 額

鉱物の価格の1%（制限税率は1.2%）

(※) 1月間に掘採された鉱物の価格が200万円以下の場合は標準税率は0.7%、制限税率は0.9%

◆申告と納税

鉱産税の納税者は、毎月1日から月末までの間において掘採した鉱物の数量、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を通常翌月の10日から月末までに市町村に提出するとともに、その申告による税金を納めます。

入 湯 税 (市町村税)

観光振興等にあてるため、鉱泉に入浴した人にかかります。

◆納 め る 人

鉱泉浴場において入湯した人が、浴場の経営者を通じて納めます。

◆納 め る 額

1人1日について150円（標準税率）

(※) 1泊2日の入湯客については、これを1日として取り扱います。

◆申告と納税

経営者が入湯客から料金と一緒に受け取り、毎月分を翌月15日までに市町村に申告し、納めます。

申告と納税の期限の一覧

税目	申告	納税	
個人の住民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに	特別徴収
	公的年金所得者については、年金支払者が公的年金等支払報告書を1月末日	毎年金支給月に徴収して翌月10日までに	特別徴収
	給与所得者・公的年金所得者以外の人は3月15日	一般的に 6月・8月・10月・翌年1月	普通徴収
法人の住民税 事業税	事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告と同じ	申告納付
県民税利子割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税配当割	配当等の支払いの翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税株式等 譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日	申告と同じ	申告納入
個人事業税	3月15日	第1期分8月、第2期分11月	普通徴収
不動産取得税	取得した日から60日以内	納税通知書で定める日	普通徴収
地方消費税	法人は課税期間末日の翌日から2か月以内、個人は3月31日	申告と同じ	申告納付
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
市町村たばこ税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告と同じ	申告納入
軽油引取税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入
自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	自動車の登録や使用の届出のとき	申告と同じ	申告納付 (証紙徴収)
自動車税種別割	自動車の取得、消滅又は変更のあった日から10日以内	5月	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
軽自動車税種別割	軽自動車等の所有者又は使用者となった日から、通常15日以内	一般的には4月中	普通徴収 又は 証紙徴収
	当初の申告から変更があった場合は、変更のあった日から、通常15日以内		
	軽自動車等の所有者又は使用者でなくなった日から、通常30日以内		

税目	申告	納	税
鉱区税	鉱業権の取得、消滅又は変更のあった日から10日以内	5月	普通徴収
狩猟税	登録を受けるとき	登録を受けるとき	証紙徴収
固定資産税	償却資産の所有者については1月末日	一般的に 4月・7月・12月・翌年2月	普通徴収
都市計画税	_____	一般的に 4月・7月・12月・翌年2月 (固定資産税とあわせて納付)	普通徴収
国民健康保険税	通常、4月15日	通常 4月・7月・10月・翌年1月	普通徴収
	年金保険者が公的年金等支払報告書を 1月末日	毎年金支給月に徴収して翌月 10日まで	特別徴収
鉱産税	通常、毎月分を翌月10日から同月末日	申告と同じ	申告納付
入湯税	鉱泉浴場の経営者が、通常、毎月分を 翌月15日	申告と同じ	申告納入

- (注) ●法律などで定められた納期限が土曜日、日曜日、祝日などにあたるときは、これらの翌日が納期限となります。
- 特別徴収……地方税の徴収について便宜を有する者（経営者など）が実際の納税者から税を受け取り、納めます。
 - 普通徴収……県又は市町村から納税通知書が送られ、その納税通知書で納めます。
 - 申告納付……納税者が自分で納める税額を申告して納めます。
 - 申告納入……経営者などが特別徴収した税額を申告し、納めます。
 - 証紙徴収……県又は市町村が発行する証紙などにより税金を納めます。



延滞金・加算金

◆延滞金

税金を納期限までに納めないときに、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて次の割合で延滞金がかかります。

- ① 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで……………年 7.3%

ただし、各年の特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は当該割合+1%（上限7.3%）となるため、令和2年（1月1日から12月31日まで）は2.6%となっています。

※平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、前年11月末時点の「日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に年4%を加算した割合が各年において適用されます。

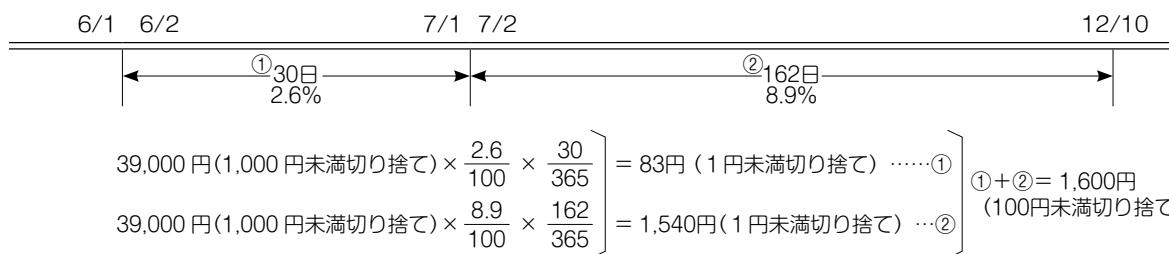
- ② 納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以後……………年 14.6%

ただし、各年の特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は当該割合+7.3%となるため、令和2年（1月1日から12月31日まで）は8.9%となっています。

特例基準割合=平成26年1月1日以降は、銀行の新規の短期貸出約定平均金利をもとに、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合（令和2年（1月1日から12月31日まで）の特例基準割合は1.6%）

◎延滞金の計算例

令和2年6月1日納期限の自動車税種別割39,500円をその年の12月10日に納めたとき



なお、法人の住民税・法人の事業税の確定申告の期限の延長を受けた期間内の延滞金の割合は、特例基準割合となるため、令和2年（1月1日から12月31日まで）は1.6%となっています。

◆加算金

分離課税に係る所得割（個人住民税）、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割、鉱産税及び入湯税について、事実より少なく申告したり、申告しなかったり、また、故意に税を免れようとした場合は、次の加算金がかかります。

過少申告加算金	期限内に申告書を提出した場合で申告額が実際より少なく、後日増額の更正等があったとき……………増差税額の10% ※増差税額が期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える場合は、その超える部分の5%が加算されます。
不申告加算金	期限内に申告書を提出しなかった場合……………税額の15% ※税額が50万円を超える場合は、その超える部分の5%が加算されます。 (ただし、更正・決定があることを予知せず、期限後に申告を行った場合は、5%)
重加算金	課税の基礎となる事実を隠ぺいし、仮装して税を免れようとした場合で、期限内に申告書を提出しているとき……………増差税額の35% 期限内に申告書を提出していないとき……………税額の 40%

(注) 短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠ぺいをしたときは、加算金が10%加重される場合があります。

適正な申告・納期内納付をお願いします。

納税の猶予・減免について

税金は納期限までに納めなければなりませんが、納税者の事情により納税の猶予や減免が認められる場合があります。いずれも納税者からの申告が必要です。

◆納税の猶予

次の場合には、納税が1年以内（事情により最高2年）に限り猶予されます。

- 1 財産が災害（震災、風水害、火災など）や盗難にあったとき。
- 2 本人や生活をともにする家族が病気や負傷したとき。
- 3 事業を廃止又は休止したとき。
- 4 事業に大きな損失を受けたとき。

※新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する徴収猶予の特例制度が創設されました。

詳しくは66ページをご覧ください。

◆期限の延長

災害などにより、期限までに申告や納税ができないときは、申請により災害などがやんだときから2か月（県たばこ税・市町村たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・入湯税は30日）以内に限り期限が延長されます。

◆主な減免について

次に掲げる場合で、知事又は市町村長が必要と認めるときには、税が減免されます。

◎個人住民税

- 生活保護法の規定による保護を受ける者
- 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- 学生及び生徒
- 災害その他特別の事情により特に必要と認められる者

◎法人県民税

- 公益社団法人又は公益財団法人
- 市町村長の認可を受けた地縁による団体
- 特定非営利活動法人

◎法人市町村民税

- 公益社団法人又は公益財団法人等

◎個人事業税

- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- 災害により被害を受けた場合

◎不動産取得税

- 取得した不動産が6か月以内に災害を受け、滅失又は損かいした場合
- 災害により滅失又は損かいした不動産に代わる不動産を3年以内に取得した場合
- 特定非営利活動法人の特定非営利活動事業の用に供する一定の不動産を取得した場合

◎自動車税環境性能割（身体障がい者等に対する減免は34ページ参照）

◎軽自動車税環境性能割（身体障がい者等に対する減免は39ページ参照）

- 取得した自動車が1か月以内に天災により滅失した場合
- 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車の取得
- 公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車の取得
- 特定非営利活動法人の特定非営利活動事業の用に供する一定の自動車の取得

◎自動車税種別割（身体障がい者等に対する減免は35ページ参照）

- 災害により被害を受け相当の修繕を要する場合
- 生活路線等を運行する一般乗合用のバスに対する減免

◎軽自動車税種別割（身体障がい者等に対する減免は40ページ参照）

- 公益のため直接専用するものと認める軽自動車

◎固定資産税

- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除きます。）
- 市町村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

◆NPO法人に対する県税の支援策について

特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を支援するため、平成16年4月から次のとおり県税の減免措置が講じられています。

◎対象税目等

税 目	摘要	要
法人県民税均等割	収益事業を行っていても赤字の場合には、設立の日から5年以内に終了する事業年度に限り減免されます。 (収益事業を行っていない場合は、設立後の経過年数にかかわらず減免されます。)	
不動産取得税	特定非営利活動事業の用に供する不動産の取得で、法人設立の日から5年以内に無償で譲り受けた場合に減免されます。	
自動車税環境性能割	特定非営利活動事業の用に供する自動車の取得で、法人設立の日から5年以内に無償で譲り受けた場合に減免されます。	

◆企業誘致等のための課税免除等について

◎過疎地域内における県税の課税免除（個人事業税、法人事業税、不動産取得税）

- 製造の事業等の用に供する設備の新設等で一定要件を満たす場合
- 畜産業・水産業を行う個人が一定要件を満たす場合

◎地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除（不動産取得税）

- 地域経済牽引事業計画の承認を受けた者が、促進区域内に施設の設置等を行う場合で一定の要件を満たす場合

◎地方活力向上地域内における県税の課税免除等（個人事業税、法人事業税、不動産取得税）

- 地方活力向上地域（首都圏以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域）において本社機能の移転、拡充を行う場合で一定の要件を満たす場合

地方税の救済制度

◆更正の請求

法人県民税、法人市町村民税、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割、鉱産税又は入湯税の申告書を提出した後に、税額が過大であったこと等を発見したときは、法定納期限から原則5年以内^(※)に更正の請求をすることができます。

(※) 平成23年12月1日以前に法定納期限が到来しているものに関しては、法定納期限から原則1年以内に更正の請求をすることができます。

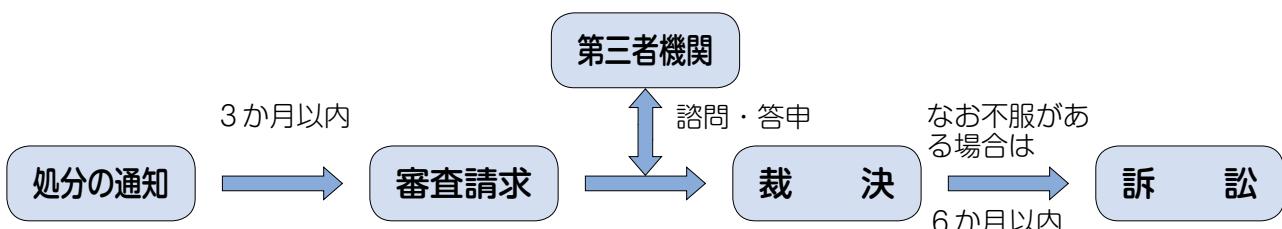
◆不服審査について

地方税の賦課・徴収の処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、**県税については知事に対して、市町村税については市町村長に対して、審査請求**をすることができます。

ただし、上記の期限内であっても滞納処分に関し欠陥があることを理由とする審査請求については、次に掲げる日又は期限後はできません。

- 1 督促……差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して3か月を経過した日
- 2 不動産等についての差押え……その公売期日等
- 3 不動産等についての公告から売却決定までの処分……換価財産の買受代金の納付の期限
- 4 換価代金等の配当……換価代金等の交付期日

なお、審査請求の裁決について不服のあるときには、裁判所に訴訟を提起することができます。



◆固定資産の価格に係る不服審査について

固定資産課税台帳に登録された価格に関して不服を有する納税者は、各市町村に設置された固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができます。この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、固定資産課税台帳に登録された価格が修正され、税額が修正されることとなります。(ただし、土地の場合は税負担の調整措置を講じているため、価格が修正されても税額に影響がない場合もあります。)

審査を申し出ができる期間は、固定資産課税台帳の価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月までとなっています。

また、固定資産評価審査委員会に対しての審査申出事項は固定資産の価格のみで、固定資産税の賦課等について不服がある場合には納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に対する審査請求をすることができます。

納税の方法

◆県税を納めるところ

区分	名 称
指定金融機関	阿波銀行本・支店 ※県外の支店を含みます。
指定代理金融機関	徳島大正銀行本・支店 ※県外の支店を含みます。
収納代理金融機関	(みずほ銀行本・支店) ※県外の支店を含みます。
支県所内に限る・支店・機関	銀 行 (三菱 UFJ 銀行)・四国銀行・伊予銀行・百十四銀行・愛媛銀行・香川銀行・高知銀行
	信 用 金 庫 徳島信用金庫・阿南信用金庫
	そ の 他 四国労働金庫・徳島県信用農業協同組合連合会・県が指定した農業協同組合・(徳島県信用漁業協同組合連合会)
郵便局	四国内のゆうちょ銀行・郵便局 ※四国外の場合は指定様式を使用します。
コンビニエンスストア等 ※定期課税分の自動車税種別割に限ります。	コミュニティ・ストア、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、MK設置店 モバイルレジ（※1）、モバイルレジ クレジット（※2）
東部県税局・総合県民局	東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（地域創生部）、西部総合県民局（地域創生部） ※課税した県税局等以外でも納められます。 東部県税局自動車税庁舎 ※自動車税環境性能割・自動車税種別割に限ります。

（※1）モバイルレジ…納税通知書等に印刷されたバーコードをスマホで読み取り、ネットバンキングで納税ができるサービス
（※2）モバイルレジ クレジット…モバイルレジの機能の一つで、クレジットカードでの納税ができるサービス

◆口座振替による納税

徳島県では、納税に便利な預金口座振替制度を実施しています。

口座振替とは、電話料金や電気料金などと同じように、あなたの指定した預金口座から自動的に納税できる制度です。

◎口座振替のできる税金

- 個人事業税

◎口座振替のできる金融機関

- 上の表のうち（ ）書きの金融機関及び郵便局を除く金融機関でご利用できます。（指定金融機関との口座振替のデータが交換可能な金融機関に限られています。）
- 手数料は要りません。

◎申込方法

- 預金口座にご使用の印鑑をお持ちのうえ、金融機関か所管の県税局等へお申し出ください。

◆市町村税の納税の方法については、それぞれの市町村ごとに定められています。

税金についてのお問い合わせは

◆県税についてのお問い合わせ先

県税局等	事 項	電話番号	所 在 地	管 脇 区 域
東部県税局	(徳島庁舎) 納税、納税証明 徴収 課税(県民税・事業税等) 課税(不動産取得税) 課税(軽油引取税等)	(088)626-8812 (088)626-8830 (088)626-8843 (088)626-8851 (088)626-8862	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	徳島市・鳴門市・ 小松島市・勝浦郡・ 名東郡・名西郡・ 板野郡
	(吉野川庁舎) 徴収 課税	(0883)26-3912 (0883)26-3922	〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1	吉野川市・阿波市
	(自動車税庁舎) 自動車税全般	(088)641-2323	〒771-1193 徳島市応神町応神産業団地 1-5	県下全域
	(※鳴門総合サービスセンター) 県税関係	(088)684-4421	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字七枚128	(納税証明書の交付、 軽油引取税の免税 申請の受付、障がい者に対する自動車税種別割の減免 申請の受付のみ)
南部 総 合 県 民 局 (地域創生部) ※令和2年 7月18日～ (地域創生防災部)	(阿南庁舎) 徴収 課税	(0884)24-4115 (0884)24-4120	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46	阿南市・那賀郡・ 海部郡
	(美波庁舎) 納税、納税証明	(0884)74-7420	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天 17-1	
西部 総 合 県 民 局 (地域創生部) ※令和2年 7月18日～ (地域創生観光部)	(美馬庁舎) 徴収 課税	(0883)53-2024 (0883)53-2022	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社 下南73	美馬市・三好市・ 美馬郡・三好郡
	(三好庁舎) 徴収	(0883)76-0371	〒778-0002 三好市池田町マチ2415	
税 務 課		(088)621-2075 ～2079	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1	

◆国税についてのお問い合わせ先

国税に関する「一般的な税務相談」の電話は「電話相談センターの税務相談官」が対応しますので、下表に掲げる各税務署の電話番号におかけいただき、自動音声の後、「1」を選択してください。

なお、税務署に個別のご相談などご用のある場合は、「2」を選択してください。

名 称	電 話 番 号	所 在 地	管 轄 区 域
徳 島 税 務 署	(088)622-4131	〒770-0847 徳島市幸町3丁目54	徳島市・小松島市・勝浦郡 名東郡・名西郡
鳴 門 税 務 署	(088)685-4101	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜39-3	鳴門市・板野郡
阿 南 税 務 署	(0884)22-0414	〒774-0030 阿南市富岡町滝の下4-4	阿南市・那賀郡・海部郡
川 島 税 務 署	(0883)25-2211	〒779-3304 吉野川市川島町宮島747-2	吉野川市・阿波市
脇 町 税 務 署	(0883)52-1206	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保36	美馬市・美馬郡
池 田 税 務 署	(0883)72-2155	〒778-0004 三好市池田町シンマチ1340-1	三好市・三好郡

◆タックスアンサー（よくある税の質問）

●タックスアンサーは、身近な税金についてインターネットにより情報提供を行っています。

《インターネットでのご利用》

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）からご利用いただけます。

◆市町村税についてのお問い合わせ先

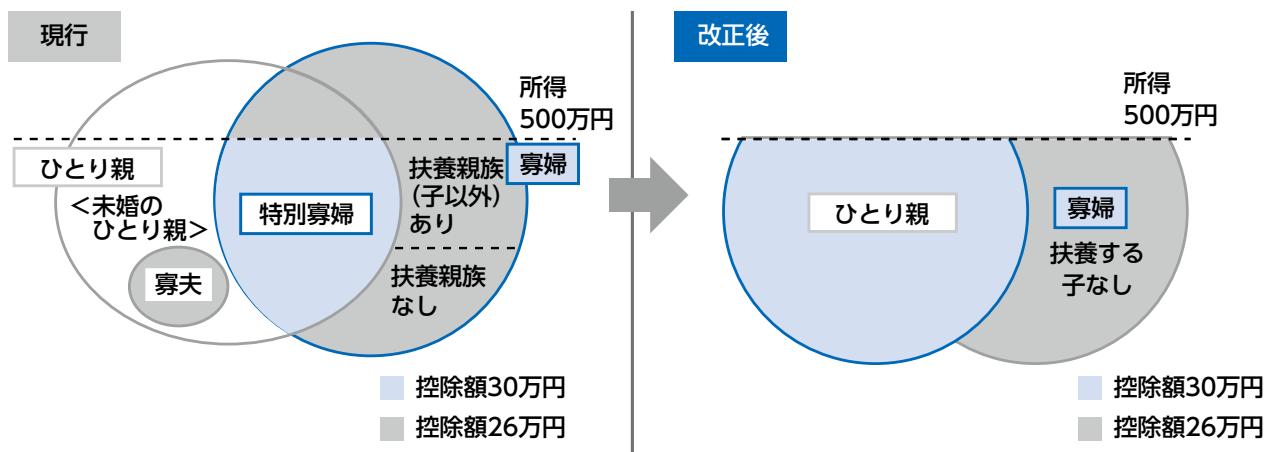
市町村		関係窓口	電話番号	郵便番号	所在地
徳島市	徳島市	税務事務所	(088)621-5111	770-8571	徳島市幸町2丁目5
鳴門市	鳴門市	税務課	(088)684-1207	772-8501	鳴門市撫養町南浜字東浜170
小松島市	小松島市	//	(0885)32-2115	773-8501	小松島市横須町1-1
阿南市	阿南市	//	(0884)22-1114	774-8501	阿南市富岡町トノ町12-3
吉野川市	吉野川市	//	(0883)22-2215	776-8611	吉野川市鴨島町鴨島115-1
阿波市	阿波市	//	(0883)36-8713	771-1695	阿波市市場町切幡字古田201-1
美馬市	美馬市	//	(0883)52-5602	777-8577	美馬市穴吹町穴吹字九反地5
三好市	三好市	//	(0883)72-7614	778-8501	三好市池田町シンマチ1500-2
勝浦郡	勝浦町	税務課	(0885)42-1503	771-4395	勝浦町大字久国字久保田3
	上勝町	税務課	(0885)46-0111	771-4501	上勝町大字福原字下横峯3-1
名東郡	佐那河内村	住民税務課	(088)679-2114	771-4195	佐那河内村下字中辺71-1
名西郡	石井町	税務課	(088)674-1115	779-3295	石井町高川原字高川原121-1
	神山町	税務保険課	(088)676-1115	771-3395	神山町神領字本野間100
那賀郡	那賀町	税務保険課	(0884)62-1182	771-5295	那賀町和食郷字南川104-1
海部郡	牟岐町	税務会計課	(0884)72-3410	775-8570	牟岐町大字中村字本村7-4
	美波町	税務課	(0884)77-3615	779-2395	美波町奥河内字本村18-1
	海陽町	税務課	(0884)73-4153	775-0295	海陽町大里字上中須128
板野郡	松茂町	税務課	(088)699-8715	771-0295	松茂町広島字東裏30
	北島町	//	(088)698-9803	771-0285	北島町中村字上地23-1
	藍住町	//	(088)637-3117	771-1292	藍住町奥野字矢上前52-1
	板野町	//	(088)672-5983	779-0192	板野町吹田字町南22-2
	上板町	//	(088)694-6807	771-1392	上板町七條字経塚42
美馬郡	つるぎ町	税務国保課	(0883)62-3111	779-4195	つるぎ町貞光字東浦1-3
三好郡	東みよし町	税務課	(0883)82-6304	779-4795	東みよし町加茂3360

令和2年度 主な地方税法等の改正

個人住民税

寡婦（寡夫）控除について、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消し、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、令和3年度分の個人住民税より、

- ①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されます。
- ②上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限（所得500万円（年収678万円）以下）が設けられました。



法人住民税・法人事業税

◎地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長・拡充

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、税額控除割合が寄附金額の3割から6割へ拡充され、適用期限が5年延長されました。

◎法人事業税の収入金額課税

電気供給業に係る法人事業税について、2020年の送配電部門の法的分離等に伴い、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から発電・小売電気事業に係る課税方式が見直されました。

<税率>（発電事業及び小売電気事業が対象）

【法人事業税】

区分		改正前	改正後
資本金の額（又は出資金の額）が1億円超の普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く。）	収入割	1.0%	0.75%
	付加価値割	—	0.37%
	資本割	—	0.15%
上記以外の法人	収入割	1.0%	0.75%
	所得割	—	1.85%

【特別法人事業税】

基準法人収入割額	30%	40%
----------	-----	-----

※今回の見直しに伴い、特別法人事業税の規模を確保する観点から当該税率が見直されます。

（改正前）基準法人収入割額の30%→（改正後）基準法人収入割額の40%

固定資産税・都市計画税

◎使用者を所有者とみなす制度の拡大

令和3年度以降の年度分の固定資産税について、市町村が、住民基本台帳、戸籍簿等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他の関係者への質問等を尽くしてもなお、固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し課税できるようになります。

なお、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録する場合には、その旨が事前に使用者に通知されます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

◎徴収の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が設けられました。

＜特例制度の要件＞

- ・収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ・一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること
- ・納期限が令和2年2月1日から令和3年2月1日までに到来する地方税

※納期限までに申請が必要となります。

◎中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が2分の1又はゼロとなります。

この軽減措置を受けるためには、次の要件を満たし、令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告する必要があります。

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

◎生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、適用対象が拡充され、一定の事業用家屋及び構築物が加わりました。また、適用期限が2年延長される予定となっています。特例率は現行と同様に、3年、0以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合となります。

◎自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の延長

自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となりました。

◎耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

特例対象住宅をその取得の日から6月以内に居住の用に供することができない場合において、一定の要件を満たすときに、当該特例措置を適用できることとする等所要の措置を講ずることになりました。

※令和3年度末入居分までの特例措置

社会保障・税番号（マイナンバー）制度

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）」の施行に伴い、税（国税、県税、市町村税）に関する特定の申告書等に個人番号又は法人番号の記載が必要になりました。

◆個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市町村から「通知カード」により通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- 番号利用法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

◆法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人等に1法人1つ指定され、国税庁から書面により通知されています。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

◆申告書等の提出時の本人確認について

個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

◎本人が窓口で申告等をする場合（例）

- 個人番号カード又は通知カード
(通知カードの場合は、併せて運転免許証、パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書)

◎代理人が窓口で申告等をする場合（例）

- 委任状
- 代理人の本人確認のための書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
- 本人の個人番号の確認のための書類（個人番号カード（両面）（写）、通知カード（写）、住民票（個人番号が記載されたもの）（写））

※詳しくは、62～64ページに記載の窓口へお問い合わせください。

地方税の申告・納税がインターネットで簡単に！



イメージキャラクター：エルレンジャー

eLTAX(エルタックス)とは、地方税ポータルシステムのことをいい、**地方税の手続きを電子的に行うシステム**であり、全国の地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口になっています。

eLTAX の特徴

■サービス利用は無料

電子申告をはじめ eLTAX のサービスは無料でご利用いただけます。

※パソコン環境やインターネット接続環境等は事前に準備していただく必要があります。詳しくは下記URLへ。

■手続きは自宅やオフィスから

申告時期の混雑する窓口から解放され、自宅やオフィスからインターネットで簡単に申告、申請・届出等ができます。

■受付窓口の一元化

複数の都道府県や市区町村に申告手続きを行う場合、eLTAX で自動振り分けが行われ、それぞれの地方公共団体へ送信されます。

■申告書等の作成をサポート

無料のeLTAX 対応ソフトウェア（PCdesk）において、税額の自動計算や各項目の自動入力等、申告書作成支援機能を提供しています。また、PCdeskにおいては、市販の税務・会計ソフトウェアで作成した申告データ等の利用も可能となっています。

地方税共通納税システムがスタートしています！

地方税共通納税システムとは、全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。

地方税共通納税システムの特徴

●電子納税で納付事務の負担が軽減されます！

電子申告と合わせて申告から納税まで一連の手順で行うことができます。また、複数団体への一括納付もできるため、納付事務の負担が軽減されます。

●ダイレクト納付ができます！

ダイレクト納付とは、事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式で、インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納付することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です。

●手数料は無料で利用できます！

●納税できる税金の種類について

①法人都道府県民税、②法人事業税、③特別法人事業税、④法人市町村民税、⑤事業所税、⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）が対象となります。

詳しくは eLTAX のホームページをご覧ください。



eLTAX利用時間

8:30～24:00 (土日祝、年末年始を除く。)

※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけます。

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

電話によるお問い合わせ
(ヘルプデスク)

0570-081459 又は 03-5521-0019

※受付時間 (9:00～17:00 (土日祝、年末年始を除く。))



小学生の「税についての作文」優秀作品の紹介

徳島県知事賞

自分の身近にある税

脇町小学校 6年
古澤 泉さん

昨年の冬、僕の妹は高熱でけいれんをおこし意識が戻らず、救急車を呼びました。救急隊員の方たちは、手際よく妹の状態を確認し、病院へ運んでくれました。後で聞いた話では、ドクターへリも飛んできて、そのへりには小児科の先生が乗って来てくれていたそうです。

僕は、妹が無事元気になってくれて本当によかったと思いました。それと同時に、この時の救急車やドクターへリを呼んだ費用は誰が支払うのか、どうなっているのかとも思いました。

調べてみると、僕とは関係ないと思っていた税金で、いろいろなものが運営されていました。

今回、僕の妹を助けてくれた救急車や救急隊員、ドクターへリだけではなく、火事の時に来てくれる消防車や消防隊員、生活で出たゴミを収集してくれるゴミ収集車など、みんなが安全で安心して生活できるために税金が使われているということを知りました。また、僕たちの身近では、学校で使っている教科書の費用や、僕たち子どもの医療費も税金でまかなわれていると知りました。

今、日本は少子高齢化社会と言われています。この大切な税金を払える人が少なくなっているということです。もしも救急活動が税金で運営できなくなったら、救急車や消防車を呼ぶ時に支払いができるかどうかを考えなくてはいけません。そのため、助かる命が助からないということになるのではないかと思います。

僕が大人になり、税金の支払いが大変だと思った時、妹を救ってくれたように、僕の税金も誰かのために役立つということを思い出したいと思います。そして、みんなが安全で安心して生活できる暮らしやすい日本になるように、税金を納めたいと思います。

小学生の「税についての作文」募集（5、6年生対象）は、毎年、徳島県下各単位法人会が中心となって行っている租税教育推進事業で、令和元年度募集では県下全体で1,538点（118校）の応募がありました。

中学生の「税についての作文」優秀作品の紹介

徳島県知事賞

税金に感謝して

脇町中学校 1年
脇 川 千 里 さん

新しい時代、令和がスタートした。私達の暮らしが新しく変わる事がいくつかある。お札が新しくなったり、消費税がハパーセントから十パーセントに増税されるのだ。小売業をしている私の家にとって一番の問題は消費税らしい。レジやパソコンのデータを新しく十パーセントに変えなくてはいけない。でも一番の問題はお客様に理解し、納得して消費税を支払ってもらうことだと両親や祖父母は言う。私は不思議に思い「みんな払うだろう?何かあるん?」とたずねた。すると祖母が今から三十年前、消費税が三パーセントで始まったころの話をしてくれた。「当時はな、お客様も消費税について知らん人が多かった。一番困ったのはな、消費税で商売人がもうけを増やしとると誤解し、支払いの時に文句を言うたり、まけてと言う人も多かったんよ。」その度に、祖父母は「商売人のもうけが増えて得しとするわけでない。私も商売人も、お客様から預かった消費税を国にきちんと納めてます。どうぞご理解ください。」と何度も頭を下げたらしい。理解して払ってくれる人もいたが、中には「もうこんな店では買い物せん。消費税のいらん店で買うわ。」と怒る人もいたそうだ。「あそこの店は消費税を取らんええ店じゃ。」と小売店の中には消費税をサービスしてお客様をよびこもうとする店もあった。

時が過ぎ、消費税も私達の暮らしにとけこんできた。でも、やはり支払うお金が高くなるのは嫌だとおこづかい制の私も思う。「あああっ消費税とられんかったら、もう一つ買えるのに。」と母と買い物に行き私が言った。すると、母が「消費税を払うのはもったいないと思うかもしれない。でも、あんたもお母さんもみんなが消費税や他の税金でずい分助けてもらうとんよ。」と言った。私は別にお世話にならないと心の中でつぶやいた。でも私が小三の時に耳の手術で入院した時の話を聞き、今までと考えが変わった。「あの手術で入院した時も、個室の差額代と食事代だけの負担ですんだんよ。そうでなかつたら、何十万もあるの時払わないかんかったんよ。みんなが払った税金であんたも助けてもらうとんよ。」と言われた。毎日当たり前に楽しく学校に通えること、学年が変わると新しい教科書を当たり前に無料でもらえることなどずい分私も税金にお世話になっていたことに気づいた。

この作文を書くことで、あらためて税金のありがたさや大切さを考えることができ、前よりも税金を身近に感じるようになった。税金はとられているのではなく、税金を納めることでみんなで支え合い、平和な暮らしが保たれているのだ。これからも税金に感謝することを忘れず、きちんと税金を納める大人になりたい。そして、私の納めた税金も社会を支える力のひとつになれば良いと思う。

中学生の「税についての作文」募集は、毎年、全国納税貯蓄組合連合会が中心となって行っている租税教育推進事業で、令和元年度募集では県下全体で6,064点（82校）の応募がありました。

中学生の「税についての作文」優秀作品の紹介

徳島県知事賞

税と助け合い

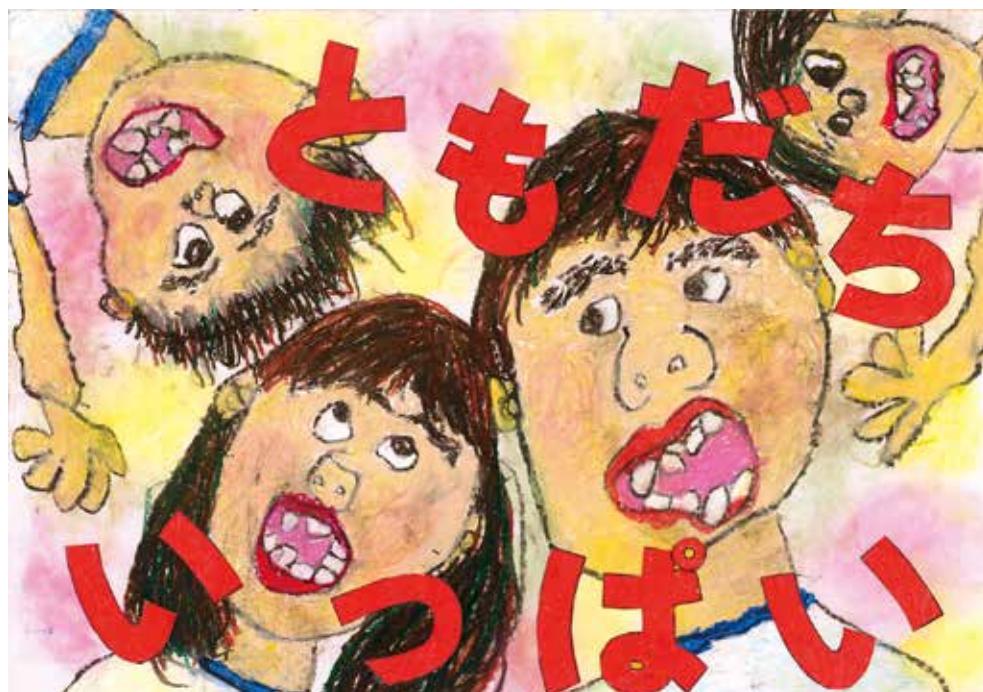
石井中学校 3年
高 橋 心 葉 さん

私の父は役場の職員として二十三年間勤めてきました。家で仕事の愚痴を一切言わない父が決まって悲しそうな顔をしている時期があります。それは納税の時期です。納税は国民の義務であり、私達子供も消費税という身近な税を払っています。「生活をするのに精一杯な人でも、一生懸命支払ってくれている。本当に大切なお金だ。」と父は言います。色々な事情の家庭があることを父の表情が物語っていました。

地域住民から頂いた税金を有効利用出来るようにと、常に町の発展を考えていた父が、突然病に倒れたのが三年前の夏。皮肉にも、父が大切にしていた税金に私達家族は助けられることになりました。父の病気は重く、様々な検査、入院、抗癌剤治療、放射線治療と莫大なお金がかかりました。当時小学六年生だった私でも、子供ながらに家計を心配したことを鮮明に覚えています。病院にかかった医療費の明細書を見てみると、ひと月に百万円二百万円といった目を疑うような桁の数字が並んでいました。自己負担額の三割でも毎月となると支払える金額ではありません。そこで利用したのが、高額療養費制度というものでした。この制度は、医療機関や薬局でかかった自己負担額が、ひと月で一定額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。この制度のおかげで、父は治療を諦めることなく最善の治療を受け続けることが出来ました。二年半の闘病生活の末、父は天国へ旅立ってしまいましたが、皆が一生懸命働いて納めてくれた税金がなければ、もっと早く父との別れがきていたのではないかと思うと感謝の言葉しかありません。税金によって救われたものは、お金だけでなく、私達家族が一緒に過ごすかけがえのない時間も与えてくれました。

父が亡くなり、我が家は母子家庭になりました。心配した先生が、就学支援金制度の話を母にしてくださったそうです。この制度は学用品や給食費といった学校へ支払った費用を税金によって援助してもらえる制度です。しかし、母はその援助を受けませんでした。「条件に当てはまるからといって甘えて多用してはいけない。税金は本当に必要な場所に使う物。」と、その理由を教えてくれました。確かに、身近な人にお金渡されたら遠慮するのに、出所が直接見えない税金は無駄遣いされやすいものだと思います。天から降ってきたお金ではないことを、両親が身をもって証明してくれました。意識してみると、私達の生活の多くは税金で支えられています。国民一人ひとりの大切なお金が国を支える資金となり手と手を取り合って繋がっています。今年度には消費税が10%に上がります。国を支える一員として「誰かに届きますように。」と祈りを込めて支払っていきたいと思います。そして税金が正しい用途で使われるよう、使い道に关心を持つことが大切だと思います。

2019年度「人権に関する児童生徒の作品」ポスター
優秀作品の紹介



横瀬小学校 1年 福井太一



松茂小学校 5年 安田愛

知ろう、考えよう なくそう 部落差別

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「**地方税のしおり**」は徳島県のホームページにも掲載しています。
県税の申請用紙等の提供も一部行っています。

徳島県ホームページアドレス <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>



県の木 やまもも



県の鳥 しらさぎ



県の花 すだち

徳島県／徳島県市長会／徳島県町村会

徳島県経営戦略部税務課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1
TEL. 088-621-2075～2079